



元気・本気で

# キラキラ輝く子どもづくり



第3期

下北山村

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

下北山村



# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制 .....	3
第2章 本村の現状.....	4
1 統計資料からみる現状 .....	4
2 ニーズ調査結果の概要 .....	12
3 第2期計画の評価.....	25
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	40
1 基本理念 .....	40
2 基本目標 .....	41
3 施策の体系.....	42
第4章 施策の展開.....	43
施策1. 地域ぐるみで子育て支援.....	43
施策2. 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり .....	47
施策3. 母親と子どもの健康の確保と増進.....	48
施策4. 健やかな子どもを育む教育環境づくり.....	50
施策5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり .....	52
施策6. すべての子どもと家庭への支援の推進.....	54
第5章 第3期計画の見込み量と確保方策.....	56
1 教育・保育提供区域 .....	56
2 教育・保育の見込み量と確保方策 .....	56
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策.....	59
第6章 計画の推進.....	67
1 計画の推進体制 .....	67
資料編.....	68
1 計画の策定経過 .....	68
2 下北山村子ども・子育て協議会条例.....	69
3 下北山村子ども・子育て協議会委員名簿 .....	70
4 子ども・子育て支援に関する用語解説.....	71



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、令和5年で約73万人と統計開始以来最少となり、予測を上回る速度で少子化・人口減少が進行しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行による子どもや若者、家庭をめぐるさまざまな課題が深刻化しており、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

このような中、国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、常に子どもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

奈良県では、すべての子どもたちが将来に夢と希望を抱き健やかに成長できるよう、県の基本的な考え方や推進する施策などを明らかにするため、令和4年4月に「奈良っ子はぐくみ条例」を制定した他、令和5年3月には奈良っ子はぐくみ条例実施計画「奈良っ子はぐくみアクションプラン」を策定し、条例で掲げた子どもの「はぐくみ」に関する施策を総合的・計画的に推進しています。また、こども基本法に基づき「奈良県こどもまんなか未来戦略」を策定しました。

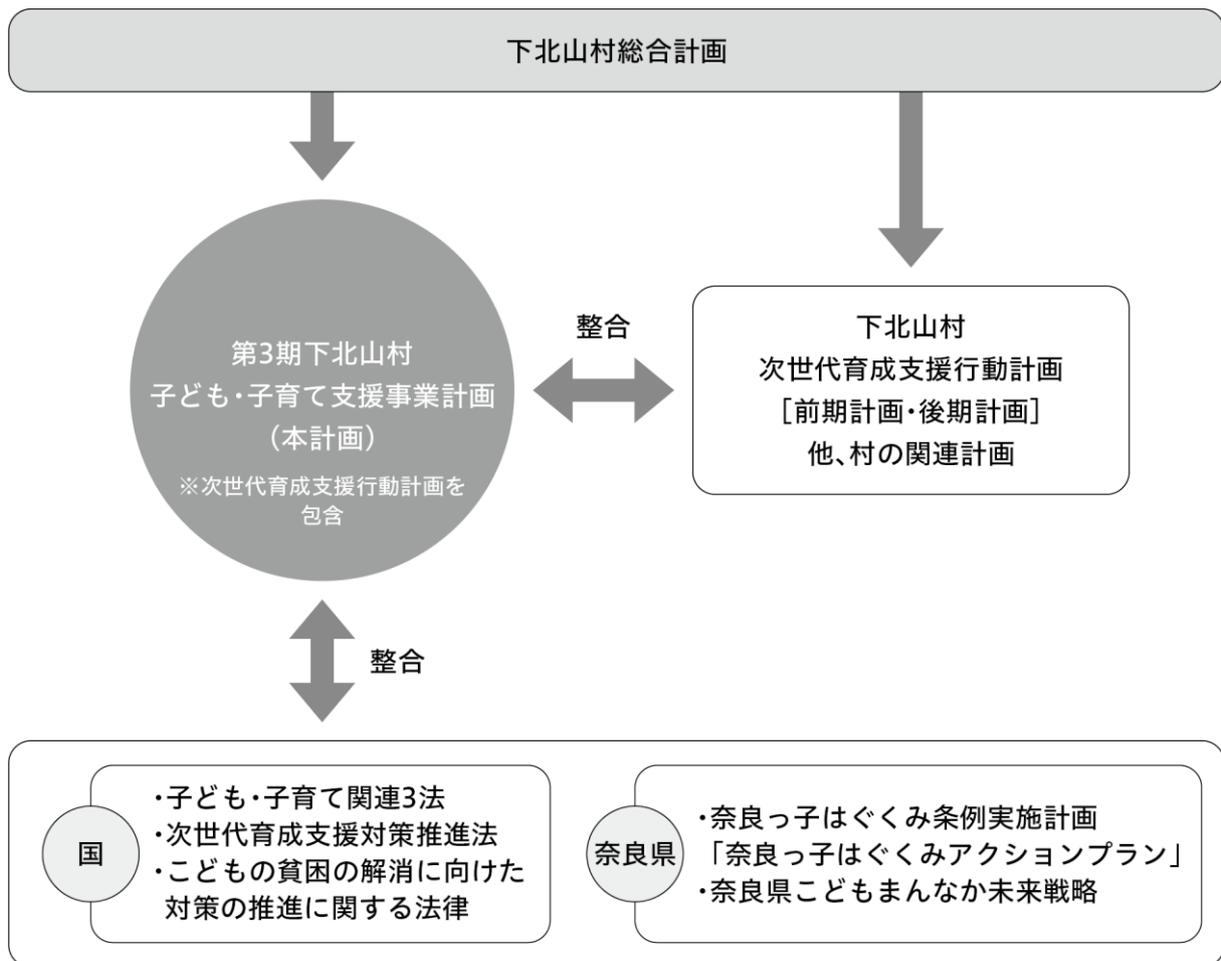
下北山村（以下、「本村」という。）においては、平成17年に「下北山村次世代育成支援行動計画」を、令和2年に「第2期下北山村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり」を基本理念に、保育など子育て支援サービスの提供や、すべての子どもが健やかに成長できるためのきめ細かな体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援できる環境整備に取り組んできました。

この度、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることから、近年の社会潮流や本村の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、令和7年度以降の本村における子ども・子育て支援施策をより一層促進することを目的に、「第3期下北山村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

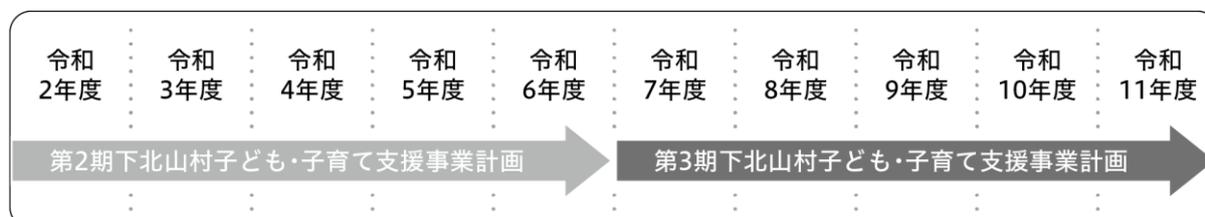
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「下北山村次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものとします。

本計画はさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、最上位計画である下北山村総合計画をはじめ、関連計画との整合を図ります。



### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。また、計画期間中であっても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化、本村の人口や社会環境の変化などがあった場合は、実情に応じて適宜見直しを行います。



### 4 計画の策定体制

本計画は、村内の就学前児童や前期課程児童を持つ保護者を対象としたアンケート調査、庁内を対象としたヒアリング調査の結果を踏まえ、「下北山村子ども・子育て協議会」での協議を経て策定しました。

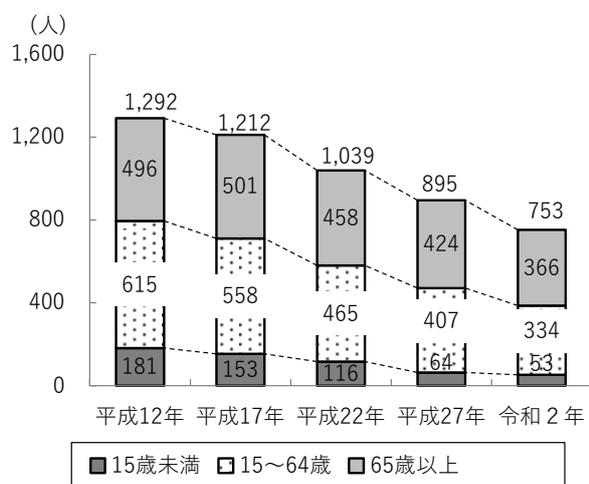
## 第2章 本村の現状

### 1 統計資料からみる現状

#### (1) 長期の人口動態

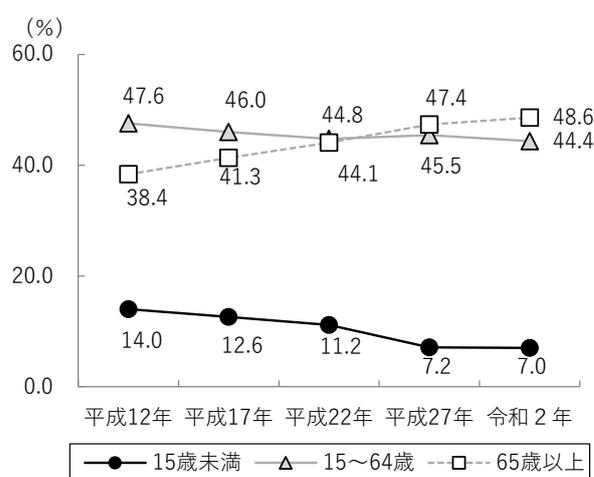
国勢調査によると、本村の人口は減少を続けており、特に平成22年以降は65歳以上を含む年齢3区分別人口のすべてが減少しています。また、年齢3区分別人口の割合の推移を見ると、65歳以上の割合のみが増加を続けており、令和2年には65歳以上の割合が48.6%となっています。

■年齢3区分別人口の推移（長期）



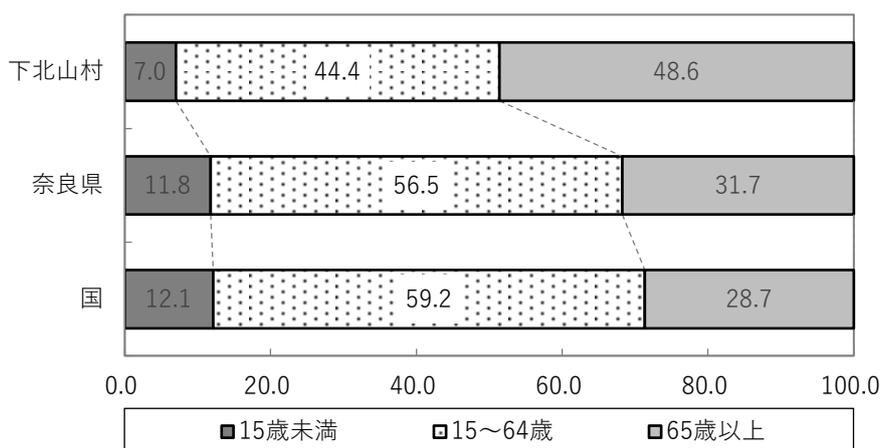
資料：令和2年 国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移（長期）



資料：令和2年 国勢調査

■年齢3区分別人口割合の比較

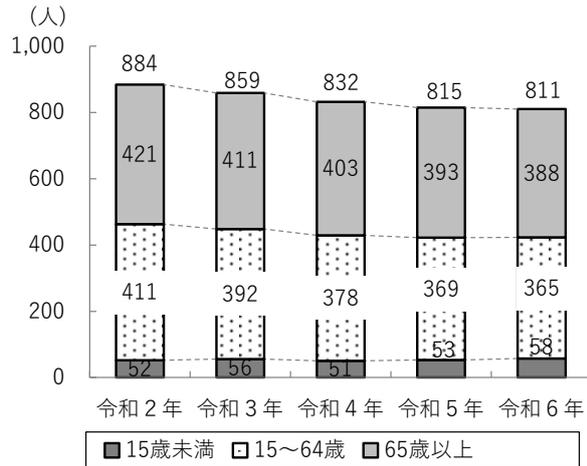


資料：令和2年 国勢調査

## (2) 近年の人口動態

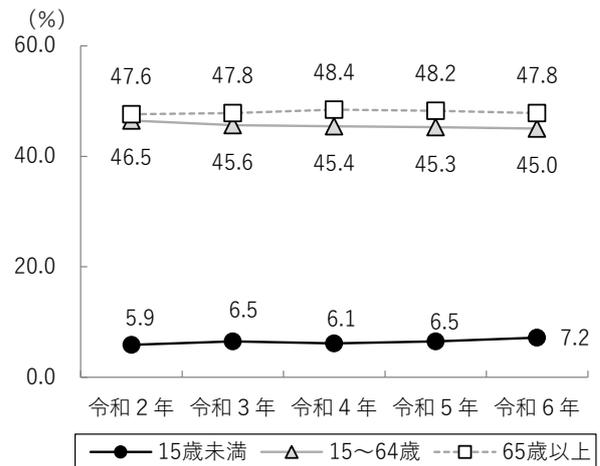
本村では令和2年から令和6年にかけて、15～64歳と65歳以上が減少傾向にあり、15歳未満は令和5年以降増加しています。また、年齢3区分別人口の割合の推移を見ると、65歳以上の割合が15～64歳の割合を上回っています。20歳未満人口の推移では、令和5年以降、15～19歳が減少していますが、0～4歳、5～10歳、11～14歳は横ばいで推移しています。

■年齢3区分別人口の推移（近年）



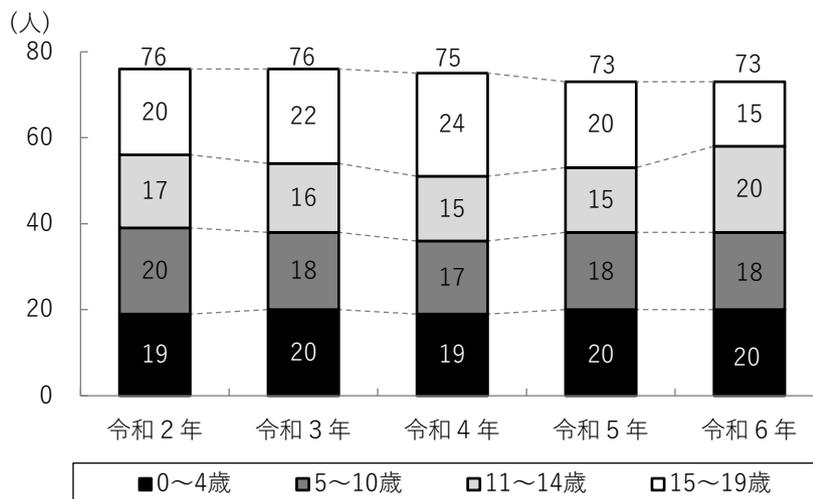
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移（近年）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

■20歳未満人口の推移（近年）

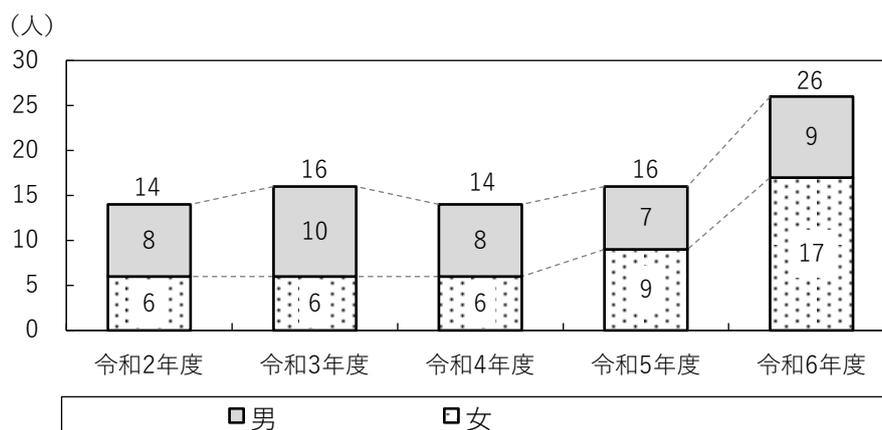


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

### (3) 園児・児童・生徒数の推移

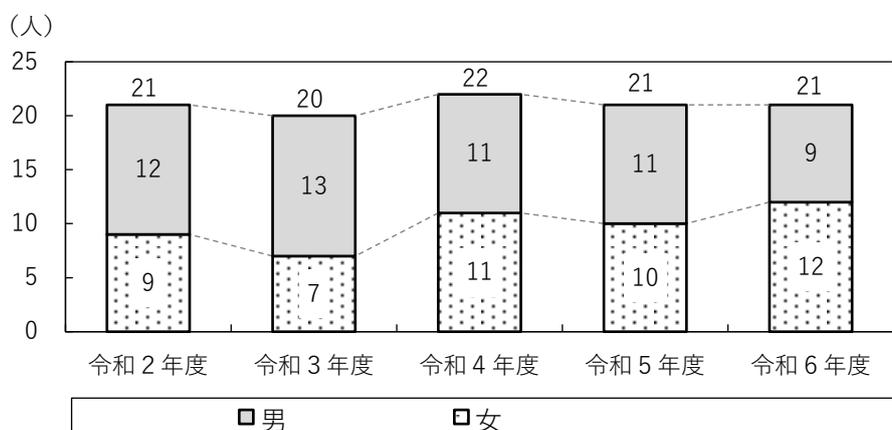
下北山保育所の園児数は令和2年度の14人から令和6年度の26人へと増加しています。下北山小中学校の前期課程（1～6年）の児童数はほぼ横ばいで推移しています。後期課程（7～9年）の生徒数は、令和3年度の11人から令和4年度の5人に減少した後、令和6年度には10人に増加しています。

#### ■保育所園児数の推移



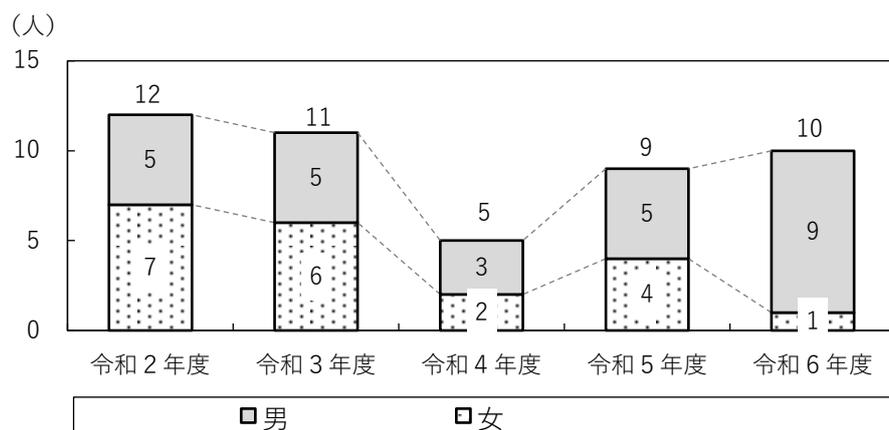
資料：下北山保育所

#### ■前期課程児童数の推移



資料：下北山小中学校

## ■後期課程生徒数の推移



資料：下北山小中学校

## (4) 子育て支援事業の利用人数の推移

地域子育て支援拠点事業として実施している「育児サークル」の利用人数（保護者を含む）は、令和4年に増加していたものの、令和5年に減少しています。令和6年は、さらに対象人数が減ったため、対象者の枠を広げて実施しています。

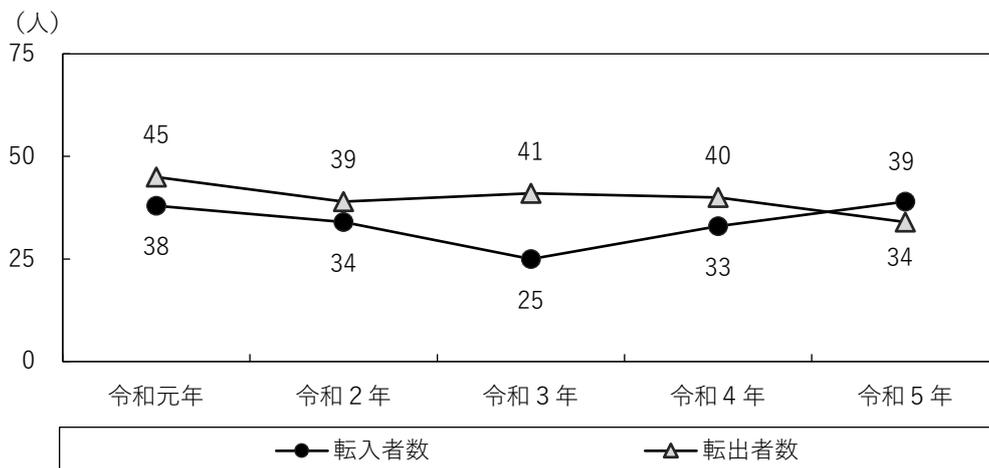
	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用人数（保護者含む）	人	18	18	20	15	7

資料：保健福祉課

## (5) 転入・転出の状況

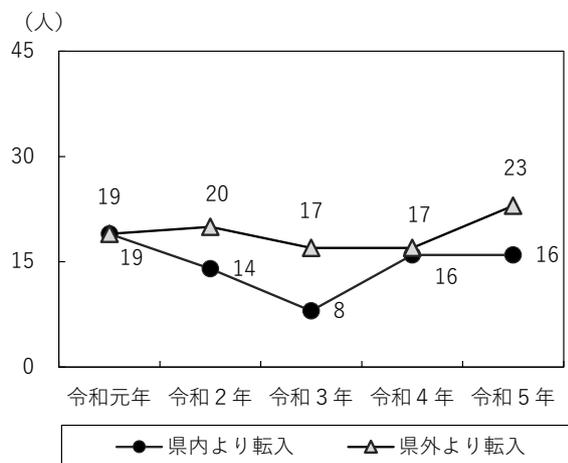
近年の本村への転入者数は30人台で推移しており、令和5年では39人となっています。転出者数は減少傾向で推移しており、令和5年では34人となっています。

### ■転入者数・転出者数の推移

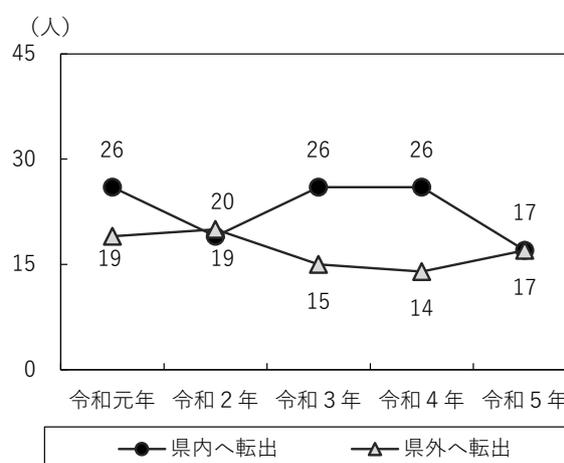


資料：奈良県推計人口調査（各前年10月1日から1年間の合計）

### ■転入者数の推移（対県内・県外別）



### ■転出者数の推移（対県内・県外別）

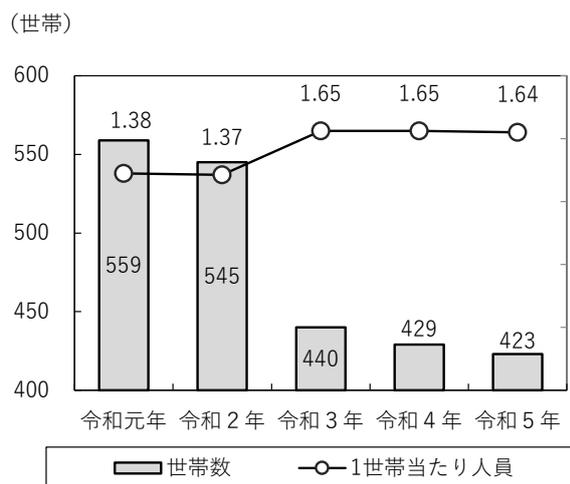


資料：奈良県推計人口調査（各前年10月1日から1年間の合計）

## (6) 世帯の状況

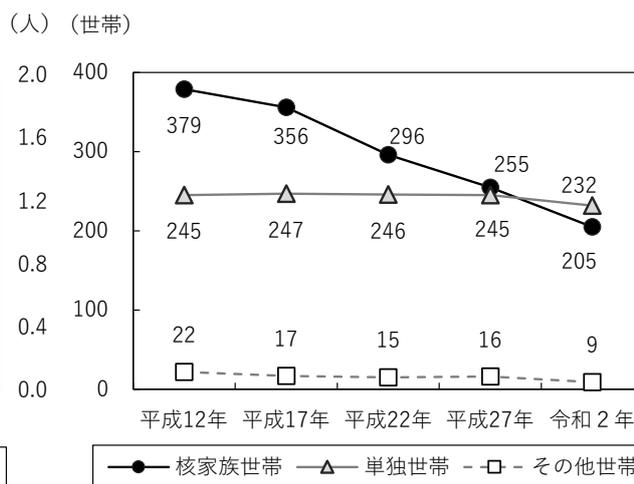
本村では令和元年から令和5年にかけて、世帯数は減少傾向で、1世帯あたり人員はほぼ横ばいで推移しており、令和5年10月現在の世帯数は423世帯、世帯あたり人員は1.64人です。令和2年の国勢調査における一般世帯の種類別割合を見ると、奈良県や国と比べて「核家族世帯（夫婦のみの世帯）」の割合は20.0%と低くなっています。

### ■世帯数と世帯あたり人員の推移



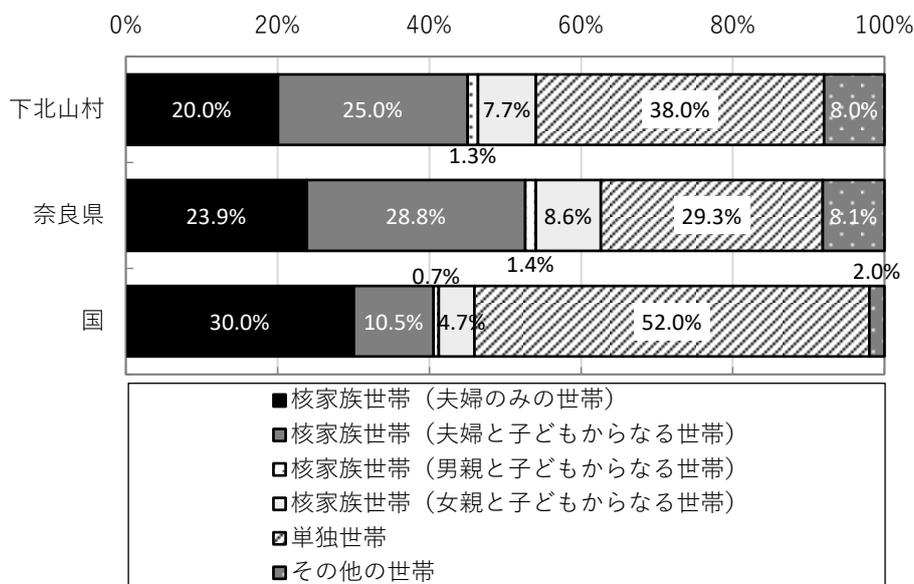
資料：奈良県推計人口調査  
(各年10月1日現在)

### ■世帯数の種類別推移



資料：令和2年 国勢調査

### ■世帯の種類別割合の比較

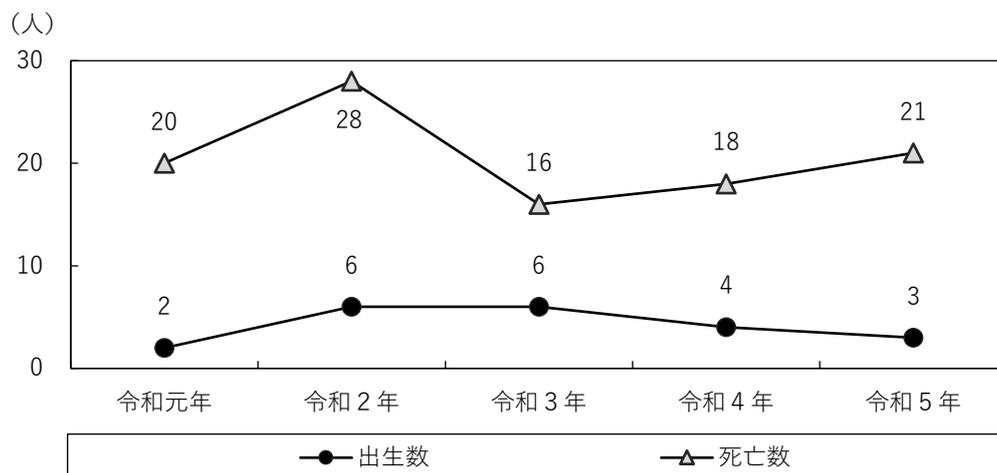


資料：令和2年 国勢調査

## (7) 出生・婚姻の状況

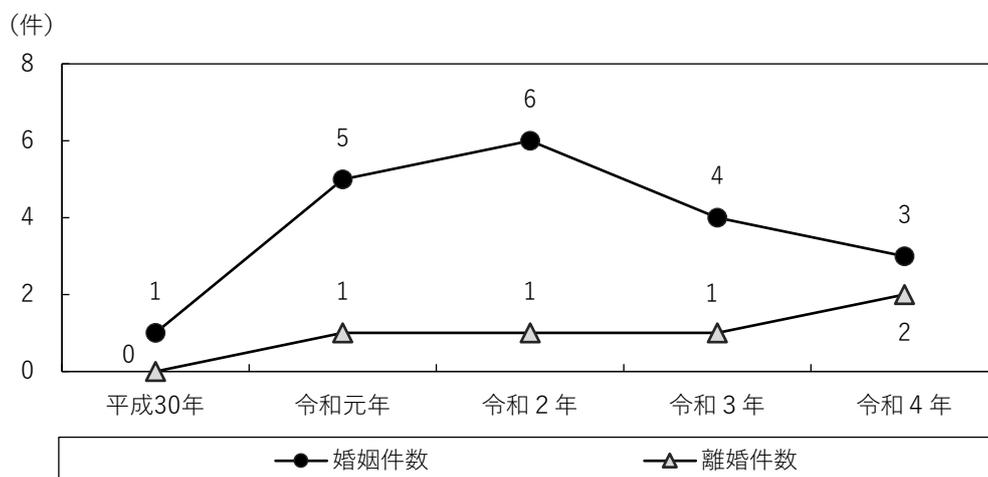
本村の出生数は令和元年から令和5年にかけて、6人未満で推移しています。令和元年から令和5年にかけての死亡数は、令和2年の28人が最も多く、令和5年は21人となっています。婚姻件数は減少傾向で、離婚件数は令和3年から4年にかけて1件増加しています。

### ■出生数・死亡数の推移



資料：奈良県推計人口調査（各年10月1日現在）

### ■婚姻件数・離婚件数の推移

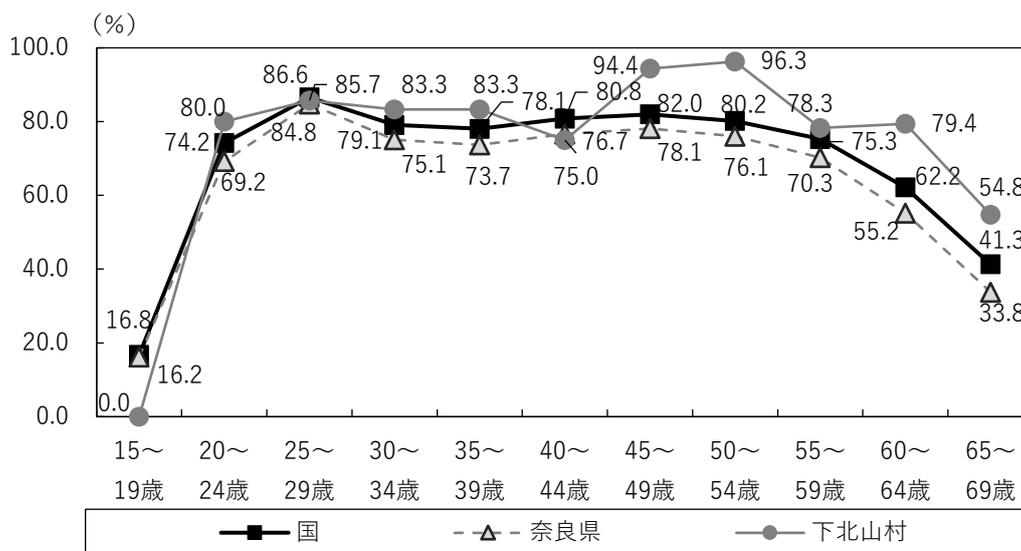


資料：奈良県保健衛生統計

## (8) 女性の5歳階級別労働力率

年齢を横軸に折れ線グラフにするとM字を描くとされる女性の労働力率（人口に占める労働力人口の割合）では、50～54歳の96.3%に対して、40～44歳は75.0%と落ち込んでいます。また、奈良県を上回っている階級が多く、中でも45～49歳の94.4%、50～54歳の96.3%と、奈良県や国と比べて労働力率は特に高くなっています。

■女性の5歳階級別労働力率



資料：令和2年 国勢調査

## 2 ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の概要

項目	就学前・前期課程保護者調査	下北山小中学生調査
調査対象者	就学前及び前期課程のお子さんがある すべてのご家庭	5年生～9年生
調査期間	令和6年7月5日(金) ～7月31日(水)	令和6年7月8日(月) ～7月31日(水)
調査方法	郵送配布・郵送回収による 本人記入方式	学校より配布 学校提出、郵送回収による 本人記入方式
配布数	29件	18件
有効回収数	25件	13件
有効回収率	86.2%	72.2%

### ニーズ調査結果の見方

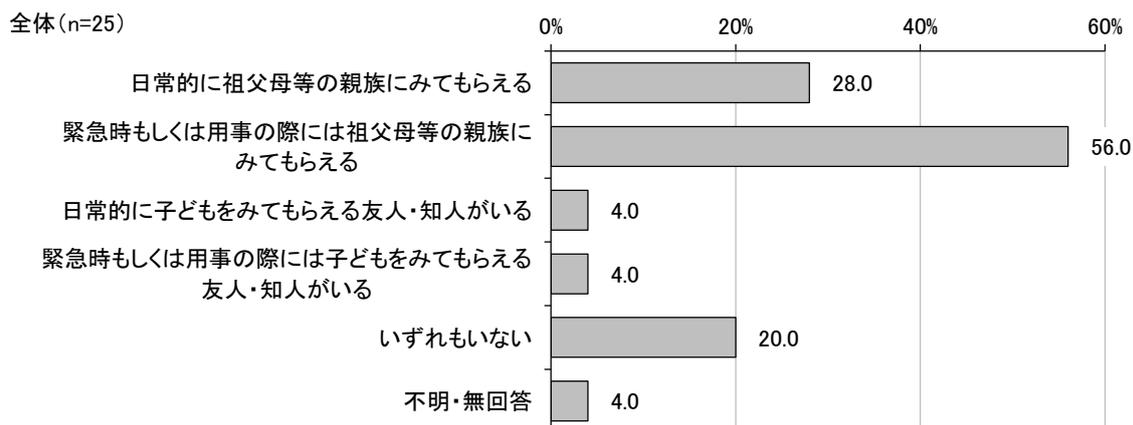
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

## (2) 調査結果 (抜粋)

### 子どもの育ちをめぐる環境について

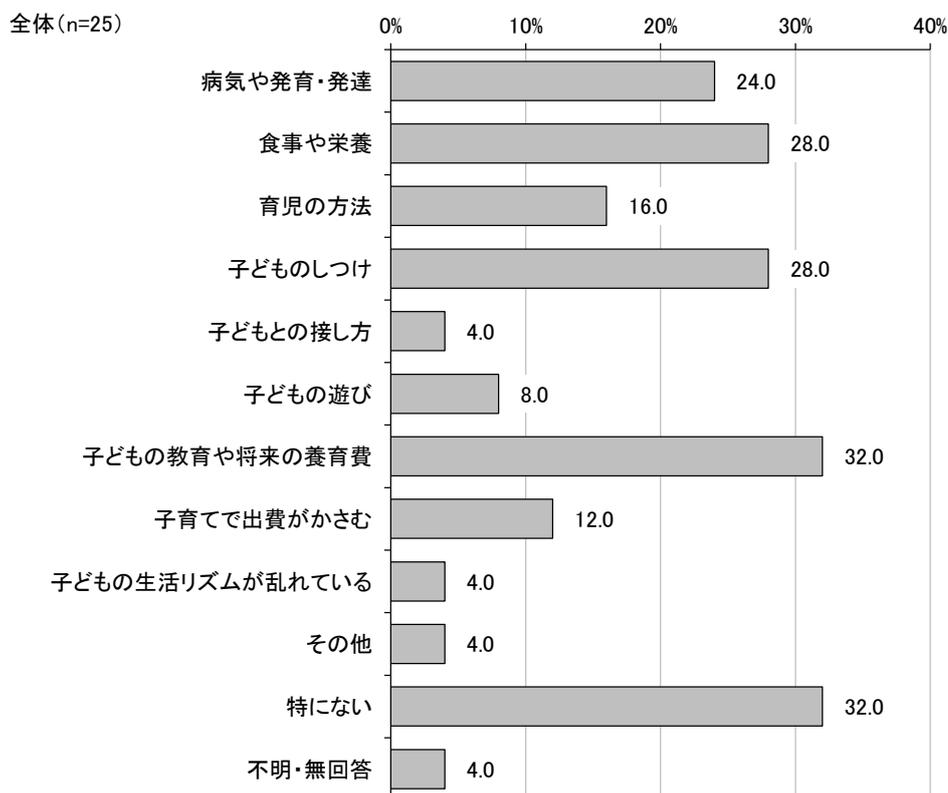
#### ①日頃、子どもをみてもらえる人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.0% (14件)と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が28.0% (7件)となっています。



#### ②子育てで日頃悩んでいること、不安に感じること

「子どもの教育や将来の養育費」「特にない」がともに32.0% (8件)と最も高くなっています。

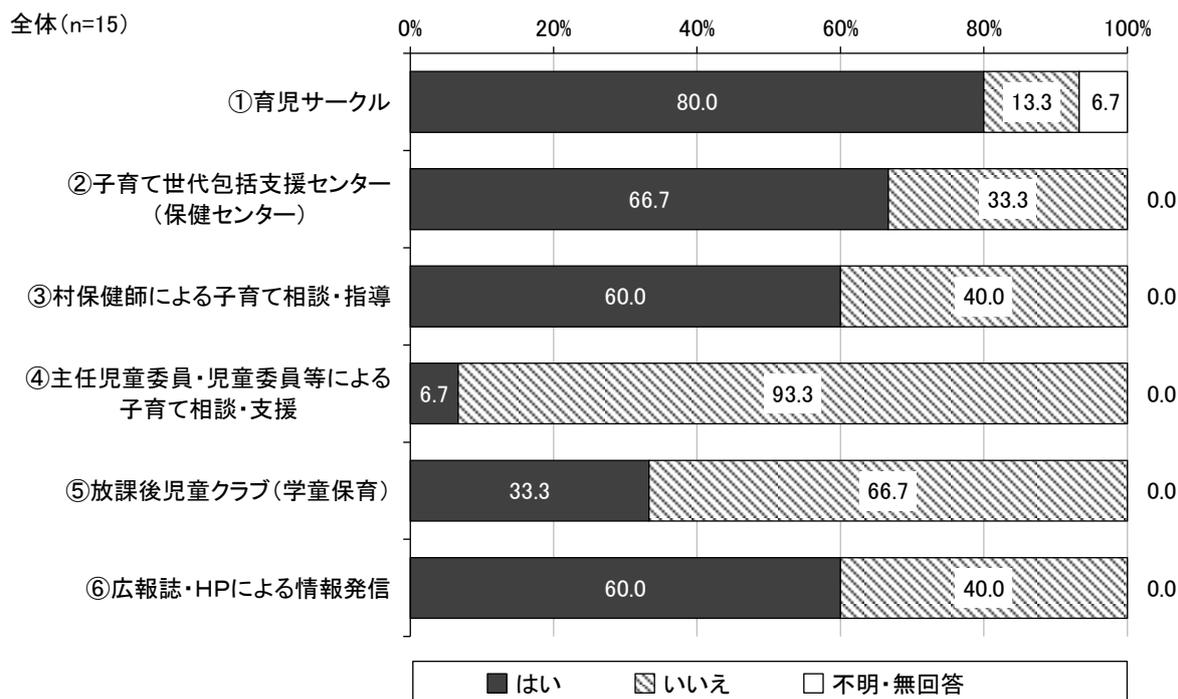


## 地域の子育て支援関連事業について

### ③子育て支援関連事業の利用経験

「はい」では〈①育児サークル〉が80.0%（12件）と最も高く、次いで〈②子育て世代包括支援センター（保健センター）〉が66.7%（10件）となっています。

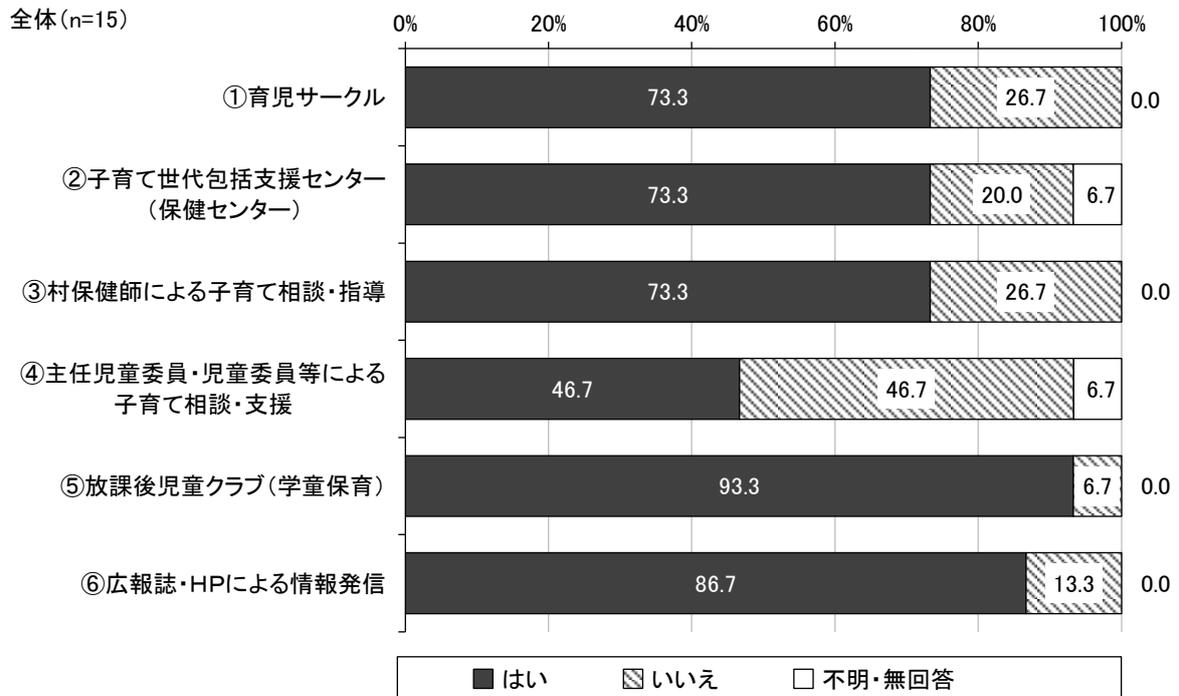
「いいえ」では〈④主任児童委員・児童委員等による子育て相談・支援〉が93.3%（14件）と最も高くなっています。



#### ④子育て支援関連事業の今後の利用希望

「はい」では〈⑤放課後児童クラブ（学童保育）〉が93.3%（14件）と最も高く、次いで〈⑥広報誌・HPによる情報発信〉が86.7%（13件）となっています。

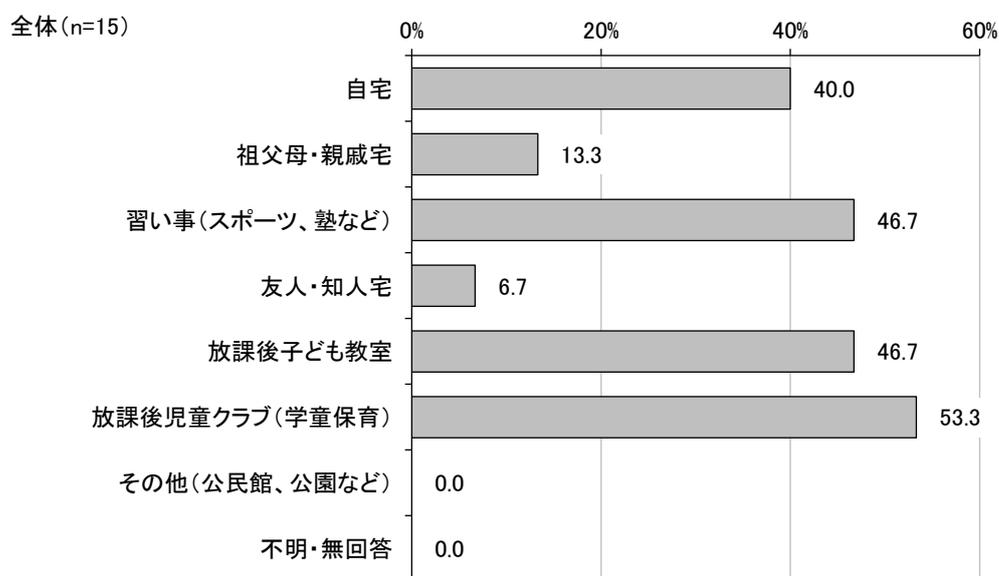
「いいえ」では〈④主任児童委員・児童委員等による子育て相談・支援〉が46.7%（7件）と最も高くなっています。



## 小学校就学後の放課後の過ごし方について

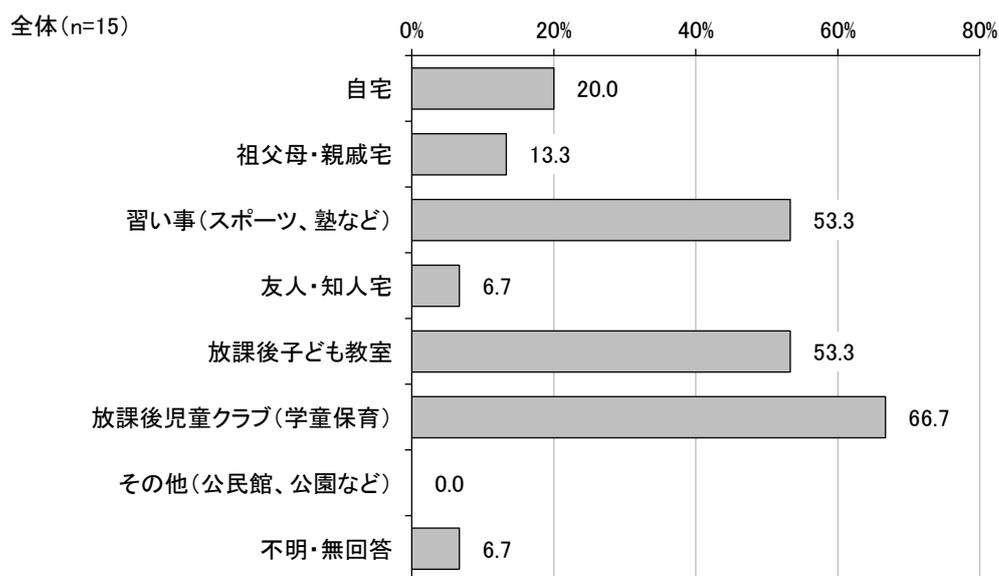
### ⑤放課後に過ごさせたい場所【小学校1～3年生の間】

過ごさせたい場所では「放課後児童クラブ（学童保育）」が53.3%（8件）と最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」「放課後子ども教室」がともに46.7%（7件）となっています。



### ⑥放課後に過ごさせたい場所【小学校4～6年生の間】

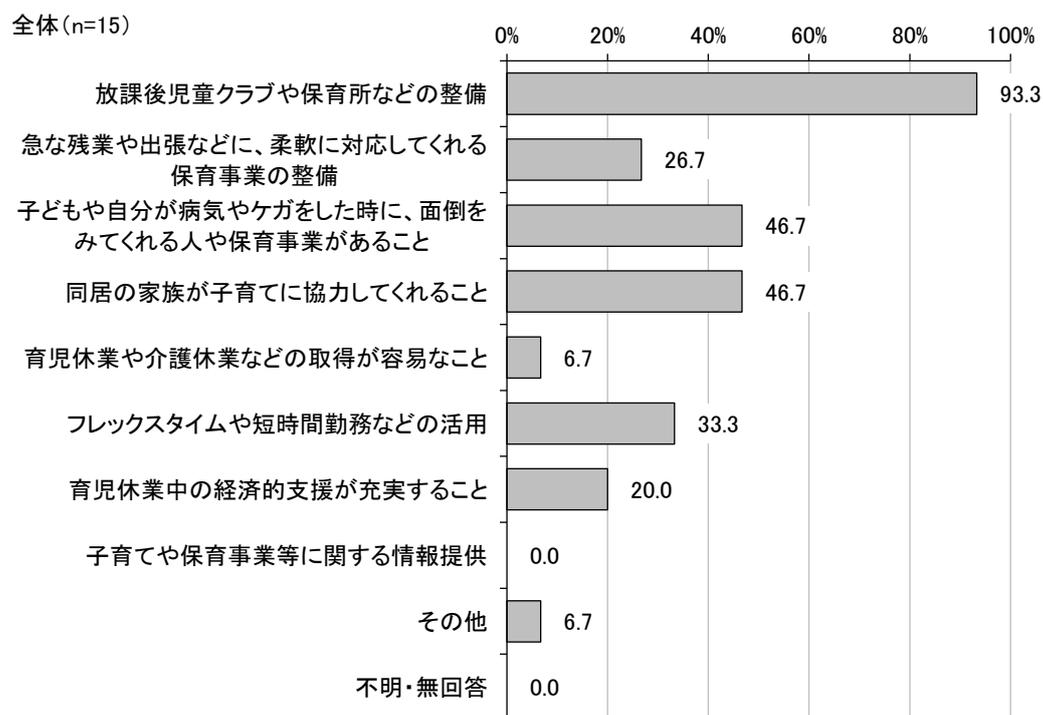
過ごさせたい場所では「放課後児童クラブ（学童保育）」が66.7%（10件）と最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」「放課後子ども教室」がともに53.3%（8件）となっています。



## 仕事と子育ての両立について

### ⑦仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと

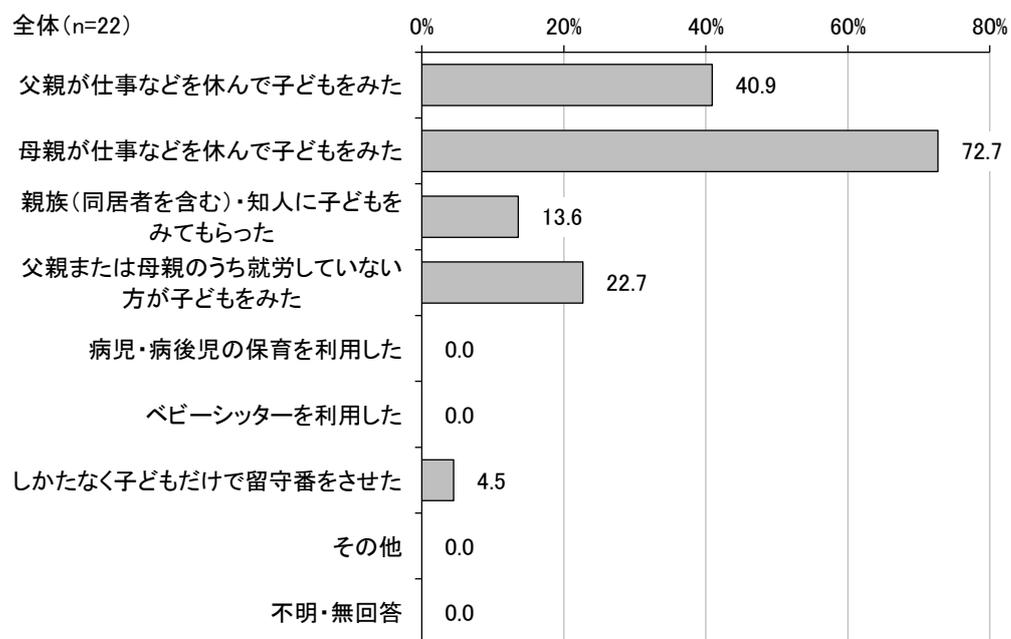
「放課後児童クラブや保育所などの整備」が93.3%（14件）と最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」「同居の家族が子育てに協力してくれること」がともに46.7%（7件）となっています。



## 病気の際の対応について

### ⑧子どもが休んだときの対応方法

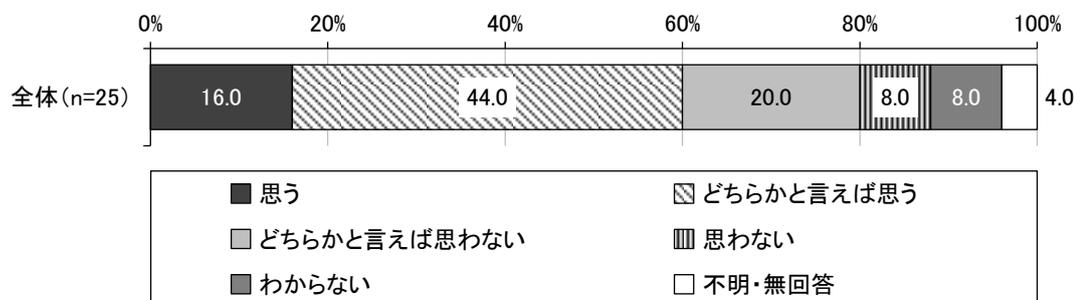
「母親が仕事などを休んで子どもをみた」が72.7%（16件）と最も高く、次いで「父親が仕事などを休んで子どもをみた」が40.9%（9件）となっています。



## これからの子ども・子育て支援全般について

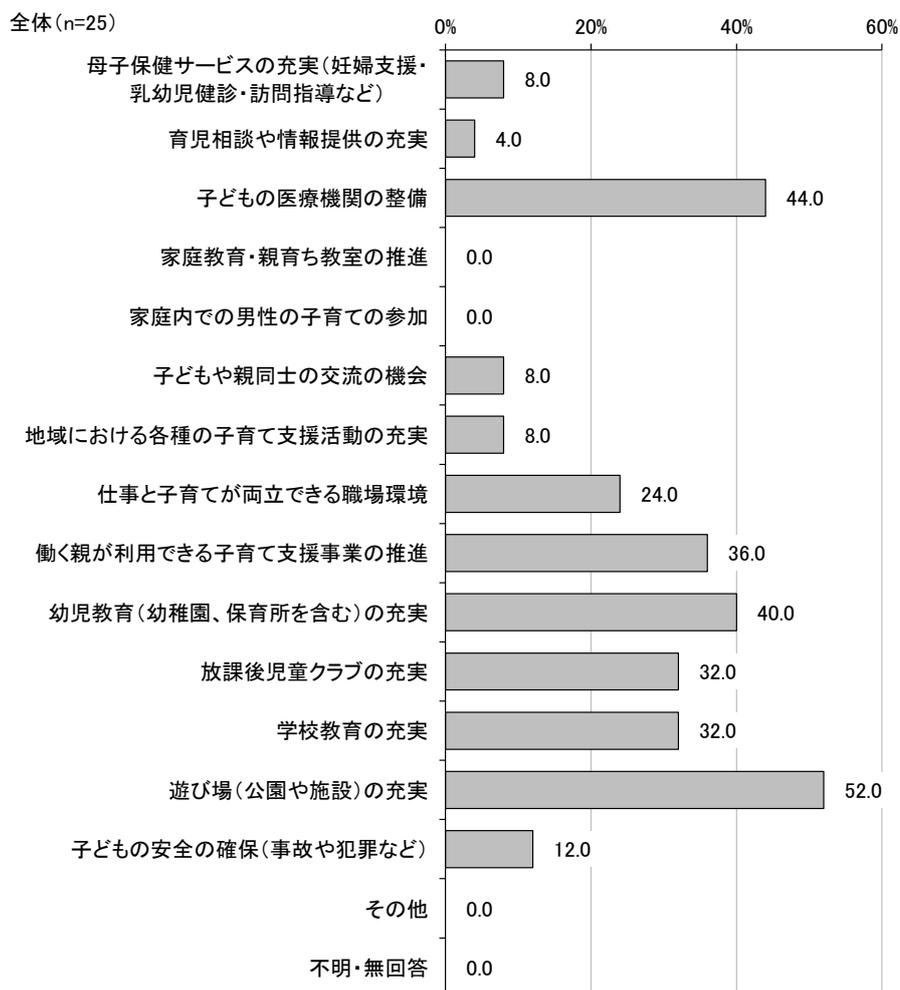
### ⑨下北山村は子育てしやすい村だと思うか

「どちらかと言えば思う」が44.0%（11件）と最も高く、次いで「どちらかと言えば思わない」が20.0%（5件）となっています。



### ⑩今よりもっと子育てしやすい村になるために重要だと思うこと

「遊び場（公園や施設）の充実」が52.0%（13件）と最も高く、次いで「子どもの医療機関の整備」が44.0%（11件）となっています。

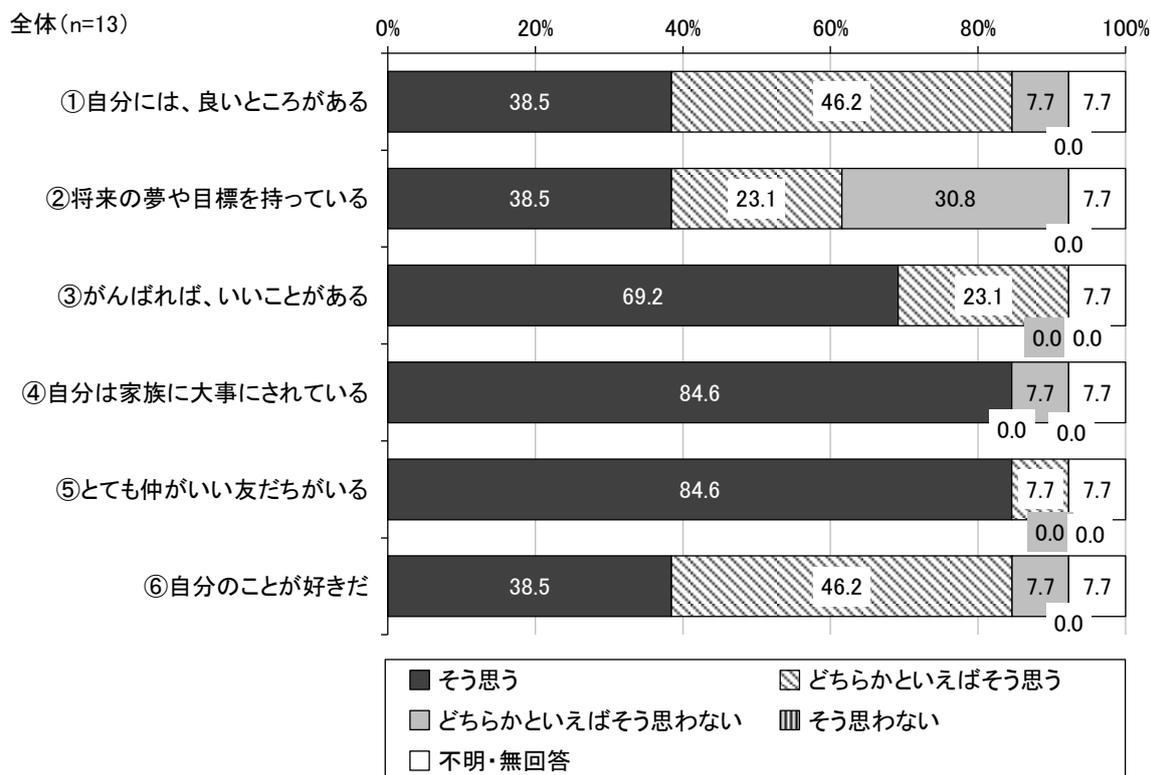


下北山小中学生アンケート調査結果（抜粋）

①自分自身に対する思いや気持ちについて、最も近いもの

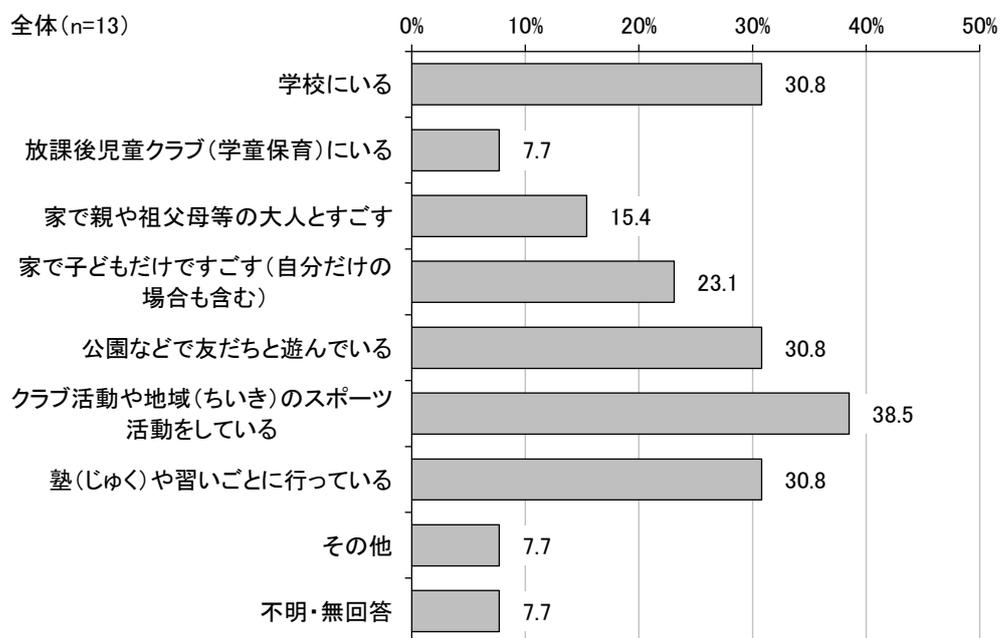
『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算）では〈⑤とても仲がいい友だちがいる〉が92.3%（12件）と最も高く、次いで〈④自分は家族に大事にされている〉が84.6%（11件）となっています。

『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合算）では〈②将来の夢や目標を持っている〉が30.8%（4件）と最も高くなっています。



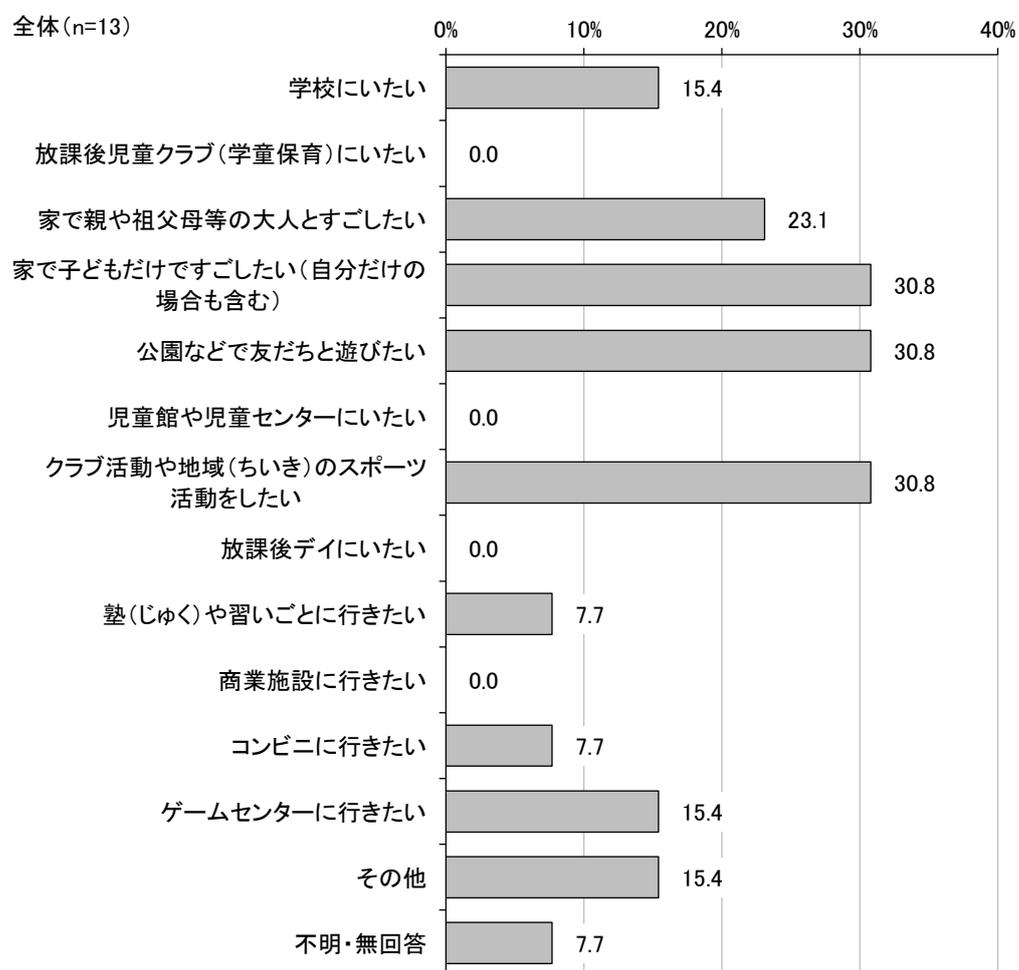
## ②平日の放課後の過ごし方

「クラブ活動や地域（ちいき）のスポーツ活動をしている」が38.5%（5件）と最も高く、次いで「学校にいる」「公園などで友だちと遊んでいる」「塾（じゅく）や習いごとに行っている」がそれぞれ30.8%（4件）となっています。



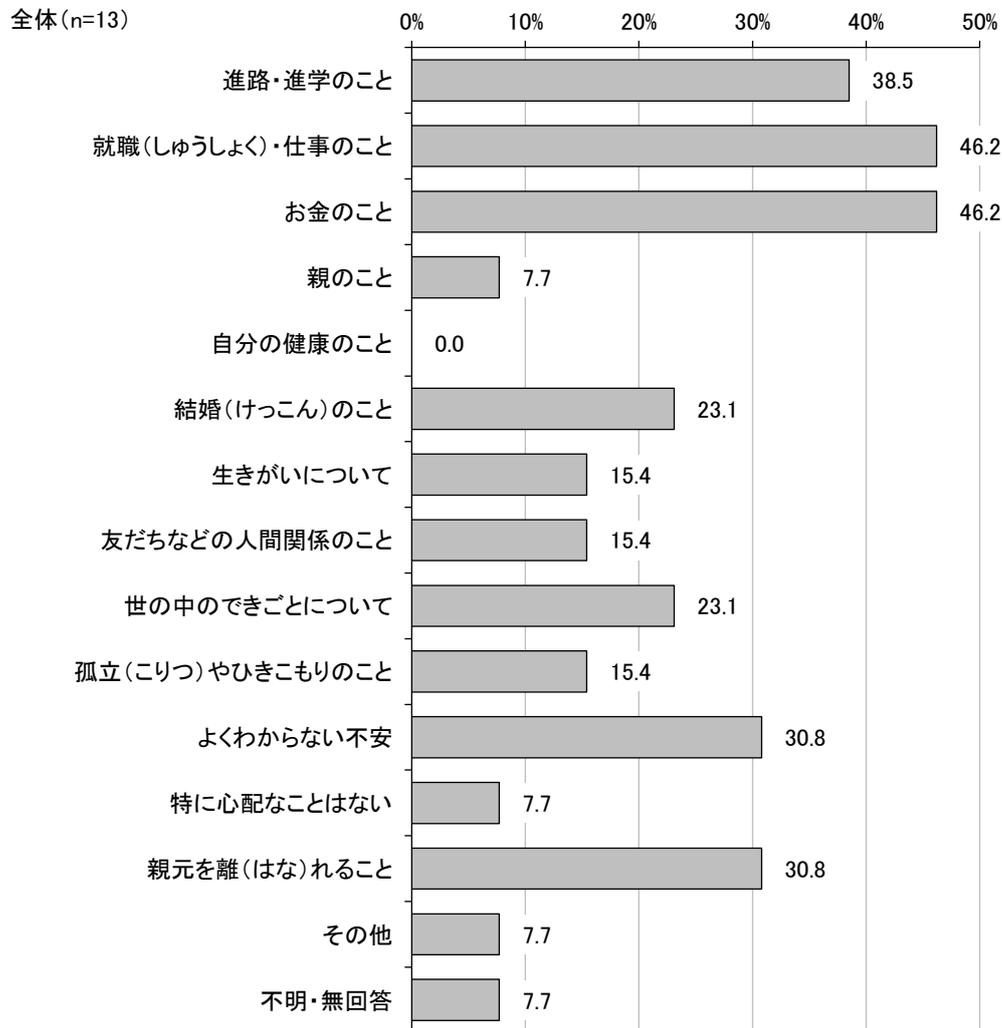
### ③今後、放課後をどのように過ごしたいか

「家で子どもだけですごしたい（自分だけの場合も含む）」「公園などで友だちと遊びたい」「クラブ活動や地域（ちいき）のスポーツ活動をしたい」がそれぞれ30.8%（4件）と最も高くなっています。



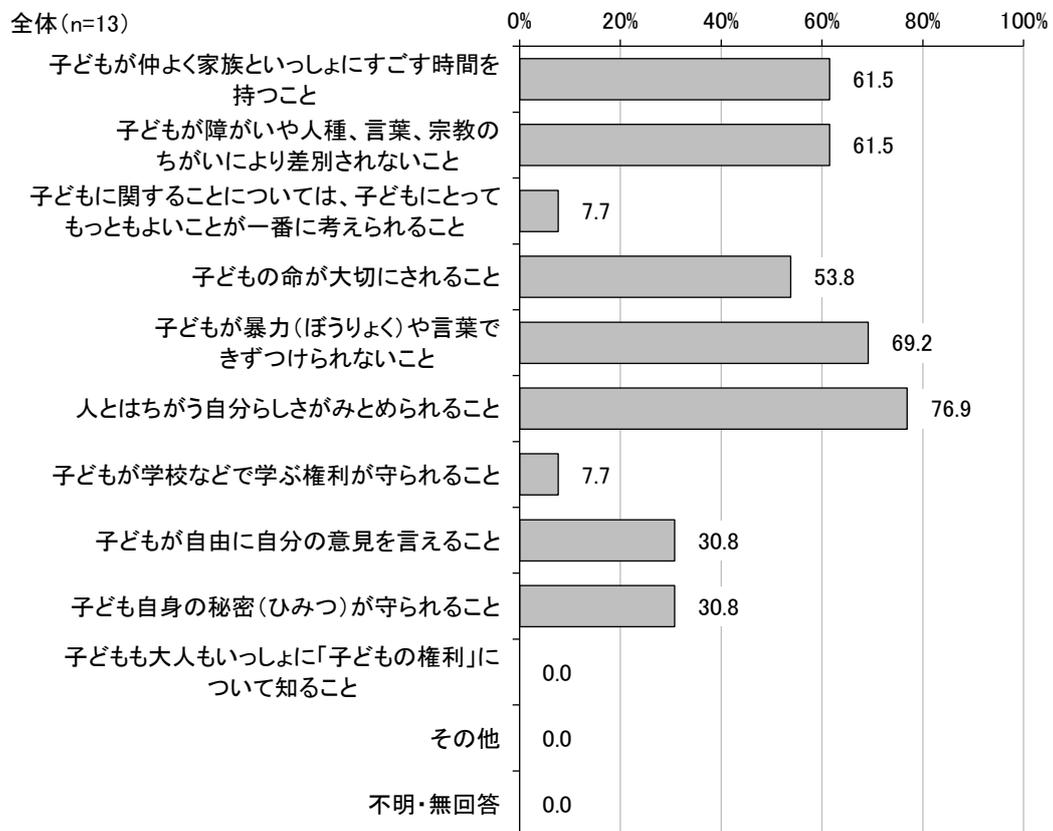
#### ④将来に対して心配なこと

「就職（しゅうしょく）・仕事のこと」「お金のこと」がともに46.2%（6件）と最も高くなっています。



### ⑤子どもの権利として特に大切なこと

「人とはちがう自分らしさがみとめられること」が76.9%（10件）と最も高く、次いで「子どもが暴力（ぼうりょく）や言葉できずつけられないこと」が69.2%（9件）となっています。



### 3 第2期計画の評価

#### (1) 第2期計画の主な事業実績

##### ①教育・保育事業

##### ■教育事業〈1号認定〉

###### [実績の状況]

令和6年度現在、本村では実施していません。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

##### ■保育事業〈2号認定〉

###### [実績の状況]

実績値は増加傾向にあり、いずれの年度も量の見込みを上回っています。

(単位：人／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	7	7	7	5	5
	確保の内容	7	4	7	5	5
実績値		10	9	10	10	14

##### ■保育事業〈3号認定〉

###### [実績の状況]

実績値は令和5年度以降増加しており、量の見込みを上回っています。

(単位：人／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	4	4	4	3	3
	確保の内容	4	4	4	3	3
実績値		4	7	4	6	11

※教育事業・保育事業ともに、村内に住所がある児童の人数。

## ②地域子ども・子育て支援事業

### ■時間外保育事業（延長保育）

#### [事業内容]

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

#### [実績の状況]

実績値はほぼ横ばいで推移しており、量の見込みを下回っています。

(単位：人／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保の内容	0	0	0	1	7
実績値		5	6	5	6	6

### ■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ／学童保育）

#### [事業内容]

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室などにおいて居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

#### [実績の状況]

実績値は令和4年度以降増加しており、令和6年度は量の見込みを上回っています。

(単位：人／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	8	8	6	5	4
	確保の内容	8	8	6	5	4
実績値		3	3	2	3	5

### ■子育て短期支援事業

#### [事業内容]

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などへの入所により、必要な保護を行う事業です。

#### [実績の状況]

令和6年度現在、本村では実施していません。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■地域子育て支援拠点事業

### [事業内容]

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### [実績の状況]

実績値は増減を繰り返しながら推移しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。また令和6年度は、対象者の枠を広げて実施しています。

(単位：人回／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	10	10	10	10	10
実績値		7	7	4	8	2

## ■一時預かり事業（在園児対象型）

### [事業内容]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センターなどで、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）」と「在園児を除く一時預かり事業（0～5歳）」の2種類があります。

### [実績の状況]

令和6年度現在、本村では実施していません。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■一時預かり事業（在園児対象型以外）

### [実績の状況]

令和6年度現在、本村では実施していません。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■病児保育事業

### [事業内容]

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所などにおいて、病気の児童を一時的に保育する事業です。

### [実績の状況]

令和6年度現在、本村では実施していません。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### [事業内容]

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

### [実績の状況]

令和6年度現在、本村では実施していません。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■利用者支援事業

### [事業内容]

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

### [実績の状況]

令和6年度現在、本村では実施していません。

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

## ■妊婦健康診査事業

### [事業内容]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

### [実績の状況]

実績値は増減を繰り返しながら推移しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

(単位：人／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	5	5	5	3	3
	確保の内容	5	5	5	3	3
実績値		2	4	2	1	2

## ■乳児家庭全戸訪問事業

### [事業内容]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

### [実績の状況]

実績値は令和5年度以降減少しており、令和6年度は量の見込みを下回っています。

(単位：人／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	5	5	5	3	3
	確保の内容	5	5	5	3	3
実績値		2	5	5	2	2

## ■養育支援訪問事業

### [事業内容]

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

### [実績の状況]

利用実績はありませんでした。

(単位：人／令和6年度は見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		0	0	0	0	0

## ■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### [事業内容]

児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講など、専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る事業で、量の見込みの設定を伴わない事業です。

### [実績の状況]

利用実績はありませんでした。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	0	0	0	0

## ■実費徴収に係る補足給付を行う事業

### [事業内容]

低所得者（世帯）を対象に、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業で、量の見込みの設定を伴わない事業です。

### [実績の状況]

利用実績はありませんでした。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	0	0	0	0

## ■多様な主体の参入を促進する事業

### [事業内容]

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、運営を促進するための事業で、量の見込みの設定を伴わない事業です。

### [実績の状況]

利用実績はありませんでした。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	0	0	0	0

## (2) 第2期計画の取り組み状況

### 施策1. 地域ぐるみで子育て支援

#### (1) 保育サービスの充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	保育サービスの充実	計画のとおり、通常の保育時間の前30分、保育後1時間30分の保育時間を延長、及び満1歳からの入所の受け入れを実施。また、実施に必要な保育士（正職員）を新たに3人採用し、円滑に事業が進むように努めました。入所前乳幼児も参加できる教室を行いました。また、保育士の研修などにより保育内容の充実に努めました。
2	保育環境	保育所を新築し、令和3年4月より新所舎での保育を実施。耐震化や防犯対策を強化し、安全の確保に努めました。
3	障害児保育の充実	障がいのある子どもに必要なサポートや支援を障害児支援施設などの関係機関とも連携を図りつつ行いました。
4	保育所料理教室	年1回カレー作りを実施しています。
5	その他、保育サービスの実施の検討	保護者からの意見や要望などを傾聴し、可能な範囲で柔軟に対応しています。今後も継続する必要があります。

#### (2) 親子交流と地域で支え合う子育ての推進

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	地域相互扶助体制の構築	個々の活動はありますが、情報共有とまでは確立していません。
2	一時的な預かりシステムの実施・検討	村主催の講座の場合、一時預かりを開設している講座がありますが、近くに保護者がいる預かり方であり、一時的な預かりシステムではありません。
3	子育てサークルの充実	同年代の子どもが遊べる場の提供と母親同士の仲間づくりのためのサークルを実施。参加率も高く、保護者の交流の場となっています。共働き世帯が増え、対象者が1、2組となったため、令和6年度は対象者の枠を広げて実施しています。
4	地域子育て支援拠点の充実	地域子育て支援センター（保健センター）において、乳幼児とその保護者が気軽に集い、居場所づくりを提供し、孤立を防ぎ、子育て相談や情報提供を行っています。
5	高齢者の子育て参加の推進	高齢者とふれあう教室、機会が設けられていませんでしたが、今後積極的に対象者に声掛けなどを行い、ふれあいの場を推進します。

### (3) 子育て支援を行う団体等との連携の推進

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	ひまわり会との連携	ひまわり会からの希望・要望を傾聴し、より良い保育所の運営をめざし、また、保育所と保護者が一体となり園児の健やかな育みに努めました。
2	PTA との連携	P T Aからの希望・要望を傾聴し、より良い小・中学校の運営をめざし、また、小・中学校と保護者が一体となり児童・生徒の健やかな育みに努めました。
3	民生児童委員との連携	民生児童委員の育児サークルへの参加や、各家庭への訪問や声掛けなどの活動を通じ、また、担当課と情報共有を図りました。

### (4) 相談対応・情報提供体制の確立

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	相談窓口の充実	地域子育て支援拠点施設で児童福祉と母子保健に関する相談を一体的に進めています。また、障害者福祉など、さまざまな問題の重層的な相談窓口として相談を受け、支援を行いました。
2	情報提供の推進	国の制度改正を含め、ホームページを通じて、サービスや子育てに関する情報提供に努めました。

### (5) 経済的支援の推進

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	児童手当の支給	児童手当の支給を正確に行い、また、令和6年度の制度改正にも柔軟かつ適正に対応できるよう努めました。
2	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	児童扶養手当、特別児童扶養手当については、転入時など必要に応じて情報提供を行い、支給を行いました。
3	ひとり親家庭への手当・医療費の助成	情報提供を行い、ひとり親家庭の親と18歳未満の児童に対し、医療費の助成を行いました。
4	母子・寡婦福祉資金の貸付け	母子・寡婦福祉資金の貸付けについて情報提供を行いました。
5	チャイルドシート購入補助事業	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、補助金の交付を行いました。
6	赤ちゃん誕生祝金交付事業	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、祝い金の交付を行いました。
7	不妊治療費の助成	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、助成金の交付を行いました。
8	妊娠判定受診費用補助事業	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、助成金の交付を行いました。

9	未熟児療育医療給付事業	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、医療給付金の交付を行いました。
10	下北山村奨学金貸付け	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、奨学金の貸付けや補助金の支給を行いました。
11	任意予防接種費用の助成	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、助成金の交付を行いました。他の予防接種については検討中です。
12	妊婦健康診査支援事業	情報提供を行い、事業の推進、各種手続き、助成金の交付を行いました。
13	チャイルドシート、乳幼児向け図書の貸出し	各種手続き、貸出しを行いました。
14	国や県への制度の充実の要請	その都度要望などを行っています。

## 施策2. 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり

### (1) 就労環境改善への働きかけ

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	県が開催するセミナーについて、ポスターの掲示やチラシの窓口設置などによる啓発を行いました。
2	仕事と育児の両立に関する法律・制度の周知と普及啓発	チラシなどを窓口で設置しています。

### (2) 就労支援の推進

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	多様な働き方への支援	雇用の場の提供などは行っていません。コワーキングスペースやレンタルオフィスの環境を整備し、平成29年にオープンしました。同年より起業支援補助金制度も設け、起業に必要な経費の一部を助成しています。
2	就業への支援	労働や就労の情報提供は行っていません。

### (3) 男女共同参画の推進

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	男女共同参画による子育ての促進	広報誌へのセミナーや相談会などの情報を掲載しています。

### 施策3. 母親と子どもの健康の確保と増進

#### (1) 母子保健の充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	母子健康手帳の交付	妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録の活用と保健・育児情報の提供を随時行っています。
2	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	随時、新生児及び乳児の発育発達、養育上の不安や悩みに対する保健指導などを行っています。生後2か月内には訪問実施しています。
3	新生児訪問指導	随時、新生児訪問を実施し養育上の不安や悩みに対する保健指導などを行っています。
4	乳児健康診査	乳幼児の身体的・精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査を実施しています(年3回)。
5	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の身体的・精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査を実施しています(年3回)。
6	3歳児健康診査	3歳児の身体的・精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査を実施しています(年3回)。
7	臨床心理士による発達検査	乳幼児健診時、希望者に発達検査及び個別相談を実施しています(年3回)。
8	就学前相談会	就学指導委員会との連携を図るため、例年8月ごろに開催しています。保育所及び教育委員会とも情報を共有し、継続予定です。
9	子育て相談会	臨床心理士による、子育て相談や講演会を実施しています。
10	育児サークル・にこにこ子育て広場	同年代の乳幼児が遊べる場の提供と母親同士の仲間づくりの場のためのサークルを実施。共働き世帯が増え、対象者が1、2組となり、今までの対象者では継続が難しくなっており、令和6年度は対象者の枠を広げて実施しています。
11	臨床心理士による保育所訪問	現在は実施していません。
12	保育所むし歯予防教室	年1回、歯科衛生士と栄養士を講師とし、園児及び保護者を対象に実施しています。
13	フッ化物歯面塗布	乳幼児健診時、希望者にフッ化物歯面塗布を実施しています(年3回)。
14	保育所フッ化物洗口	保育所で毎日実施。全員ではないですが、希望者は100%実施できています。
15	小中学校フッ化物洗口	小中学校で毎日実施。全員ではないですが、希望者は100%実施できています。

16	小中学校むし歯予防教室	年1回、歯科衛生士による虫歯予防教室を実施。虫歯を考える機会をつくるのが大切であり、虫歯にならない取り組みを各関係機関と連携し、次年度も継続していきます。
----	-------------	---

## (2) 食育の推進

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	保育所料理教室	食生活推進協議会のメンバーにより、保育所での行事の1つとして実施しています。

## (3) 思春期保健対策の推進

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	性教育の推進	学校の事業として実施。年間計画に沿って各学年で授業が行われています。また、助産師による「いのちの教室」を後期課程だけでなく、前期課程にも開催しています。
2	エイズ・性感染症予防の推進	同上の性教育時に一部実施しています。
3	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	喫煙防止については、必要に応じて小中学校の虫歯予防教室と同日に実施しています。また、飲酒・薬物乱用防止についても、必要に応じて警察による防犯教室で実施しています。

## (4) 小児医療の充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	医療サービスの充実	小児については、基本的に専門医での診察が一番良いことを患者や保護者に伝え、理解をいただいた上で、診療所での診察を行っています。
2	救急搬送体制の推進	役場庁舎内及び広域消防組合間での救急対応法がそれぞれ認識されており、連携ができています。
3	任意予防接種の助成	随時、ムンプスワクチン、インフルエンザワクチン予防接種の一部を助成しています。

## 施策4. 健やかな子どもを育む教育環境づくり

### (1) 学校教育・幼児教育の充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	就学前保育・教育の充実	1・2年生と保育園児の交流を年2回行っています。学校として新入生の様子を見たり、保育士との連携を図ったりしています。
2	学校教育の充実	子どもたちの主体的・対話的で深い学びをめざし、授業改善を進めています。未来につながる村づくりに向けて、「下北山学」として地域の教育資産や教育力を活用しながら進めています。一人1台端末を貸与され、学校でも家でも活用できるように授業に取り入れています。
3	スクールバスの運行	スクールバス運行稼働は100%を保っています。
4	放課後学習の充実	放課後子ども教室、放課後児童クラブなどを通年事業として定着しています。

### (2) 家庭や地域の教育力の向上と交流機会の充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	家庭教育に関する学習機会の創出	地域における教育講演会の実施などに留まっており、県内事業の周知には至っていません。
2	ふるさと体験学習の充実	令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。令和5年度・6年度は寺子屋教室事業を実施し、臨床心理学の専門である大学院生などがスタッフとなり、川遊び体験や村内を散策するなど、ふるさを再発見できる事業を展開しました。
3	「きなり文化」の継承	新型コロナウイルスの影響もありますが、特に高齢者と児童・生徒との交流ができていません。
4	スポーツ活動の充実	奈良クラブのプロサッカー選手とスクールコーチによるサッカー教室の開催や、教育委員会主催のソフトバレー交流大会に中学生や地域住民が参加し、交流を深めています。
5	異年齢交流、近隣市町村との交流	保小中合同運動会を通して小中学生との保育園児等交流を深めています。
6	国際交流の推進	A L Tを採用し、外国語教育の充実に努めています。村内の後期課程を対象とした海外短期語学留学を開催しました。
7	インターネットとの適切な関わり方についての啓発	学校の事業として防犯教室を実施。主に後期課程の生徒を対象に、携帯電話やネット犯罪の危険性を啓発し、学校及び家庭における指導に取り組んでいます。

### (3) 次代の親の育成

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	子育て体験の充実	後期課程の生徒と小さな子どもがふれあう機会として、保育所での職場体験を行っています。

## 施策5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり

### (1) 交通安全対策の充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	交通安全施設の設置推進	各地区からの要望などにより、検討し設置しています。
2	交通安全意識の向上	吉野警察署・奈良県交通安全協会下北山分会とともに交通安全の意識の高揚・啓発に努めています。

### (2) 防犯・防災対策の充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	子ども110番の家の拡充	緊急避難場所の確保を目的とした子ども110番の家については、具体的な取り組みはありませんでした。
2	保育所や学校施設の安全対策強化	不審者侵入時危機管理マニュアルを作成し、訓練を実施しています。
3	犯罪を防止する環境づくりの推進	各地区や学校、PTA、交通安全団体からの要望により、防犯灯や防犯カメラの設置をはじめとした対応を実施しています。
4	地域における見守りの強化	保育所のスクールバス発着時、地元警察官による見守りが行われています。地域における見守り活動はなく、自主的な保護者の見守りが行われています。
5	防災対策の充実	災害時マニュアルにより、連絡網の確認や訓練を実施しています。

### (3) 子どもの居場所や遊び場の充実

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	保育所や小・中学校施設の開放の促進	実施していません。
2	安全な公園の整備	老朽化により安全性に不安があるものについては修繕を行っています。

#### (4) 子育て家庭に配慮した住宅の供給

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	良好な住宅と良好な居住環境の確保やPR	移住交流体験施設を整備し、一定期間滞在することで移住への不安を和らげています。NPO空き家コンシェルジュと連携して村内への移住者の住居の確保に努めています。

### 施策6. すべての子どもと家庭への支援の推進

#### (1) 虐待等による保護の必要な子どもへの対応

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	要保護児童対策地域協議会の充実	適時、関係機関（警察、児童相談所、保健所など）と連携し、該当ケースに対する支援を実施していますが、マンパワー不足が課題となっています。
2	児童虐待の未然防止	適時、関係機関（警察、児童相談所、保健所など）と連携し、該当ケースに対する支援を実施していますが、マンパワー不足が課題となっています。
3	児童虐待の早期発見・対応	保育所や学校、民生児童委員、関係機関などと連携し、早期発見・対応に努めています。

#### (2) ひとり親家庭への支援

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	相談・自立支援の促進	相談に応じて、関係機関、関係団体と連携し情報提供及び支援に努めています。

#### (3) 障がいのある子どもや家庭への支援

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	障害児保育の充実	関係機関と連絡調整をしています。障がいのある子どもと健常児をともに保育することにより、お互いの成長を図っています。
2	相談体制の充実	保育所や保健センターが窓口となり、専門機関に相談できる体制を構築しています。
3	障害児サークルの支援	支援を必要とする乳幼児・児童がいないため、行っていません。
4	障害福祉サービスの推進	障害福祉サービスの案内、提供、支援などを行っています。

(4) 外国につながりを持つ子どもや家庭への支援

取り組み		第2期計画の取り組み状況
1	外国につながりを持つ子どもや家庭への支援	異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持つ人々とともに生活できるよう支援を行っています。

## 第3章 計画の基本理念と施策の体系

### 1 基本理念

本村には保育所と義務教育学校が1つずつあり、令和3年4月に校舎を新築しました。そこでは、村内で暮らす子どもたち全員が集い、自然豊かな環境のもと、すくすくと成長しています。それぞれの子どものきめ細かに接することができる教育環境や、上級生が下級生の世話を通じて成長し、きょうだいのようなつながりが生まれている姿は、本村ならではの姿といえます。本計画策定に係る下北山小中学生アンケート調査では、「自分は家族に大事にされている」「とても仲のいい友だちがいる」の回答は8割を超えていました。

一方で、就学前・前期課程保護者対象のニーズ調査では、子育てで日頃悩んでいること、不安に感じることにに対する意見では「子どもの教育や将来の養育費」が多かったほか、今よりもっと子育てしやすい村になるために重要だと思うことでは「公園や施設の充実」「子どもの医療機関の整備」といった意見が多くなっており、今後も子育ての負担や不安、悩みの解消と、より安心して子育てできる環境の整備が求められています。

本村では、「第1期下北山村子ども・子育て支援事業計画」から続く第2期計画において、「元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり」を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んできました。本計画においても、子どもを本村の「未来の夢」「次世代の希望」として、地域をあげて子育てを応援し、夢や希望を持ったキラキラ輝く子どもづくりを推進すべく、基本理念を継承し、以下のように定めます。

## 元気・本気で キラキラ輝く子どもづくり



## 2 基本目標

基本理念に基づくとともに、次世代育成支援対策を加味し、第2期計画の施策を踏まえながら、3つの基本目標を掲げます。

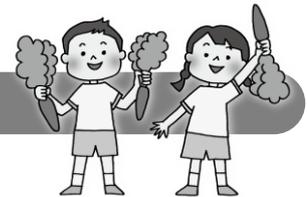
### 基本目標1 子どもを安心して生み育てることができる村



喜びを感じながら子育てができるよう、多様な支援と適切な情報提供を行い、子育てへの不安や負担感の解消を図ります。

また、子育てと仕事の両立を支援する保育サービスや公共交通サービスなどの充実とともに、父親の子育て参加や意識改革を進め、男女が協力して家庭を築き子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

### 基本目標2 心身ともに健やかな子どもの成長を支える村



子どもたちの健やかな成長を育むため、食育を推進し、また安全な妊娠や出産、疾病予防のため健康診査の充実を図ります。

自ら学び、考え、判断して生きる力を身につけるとともに、郷土を愛し、広く社会に貢献できる子どもの育成をめざします。次代を担う子どもたちが、心身ともに健康に成長できるよう、家庭、学校、地域が連携し、教育力の向上と交流機会の拡充に努めます。

また、子どもたちが健全に育っていくためには、友達や仲間と自由時間を共有することが大切であり、子ども同士が集まりやすい環境づくりを図ります。

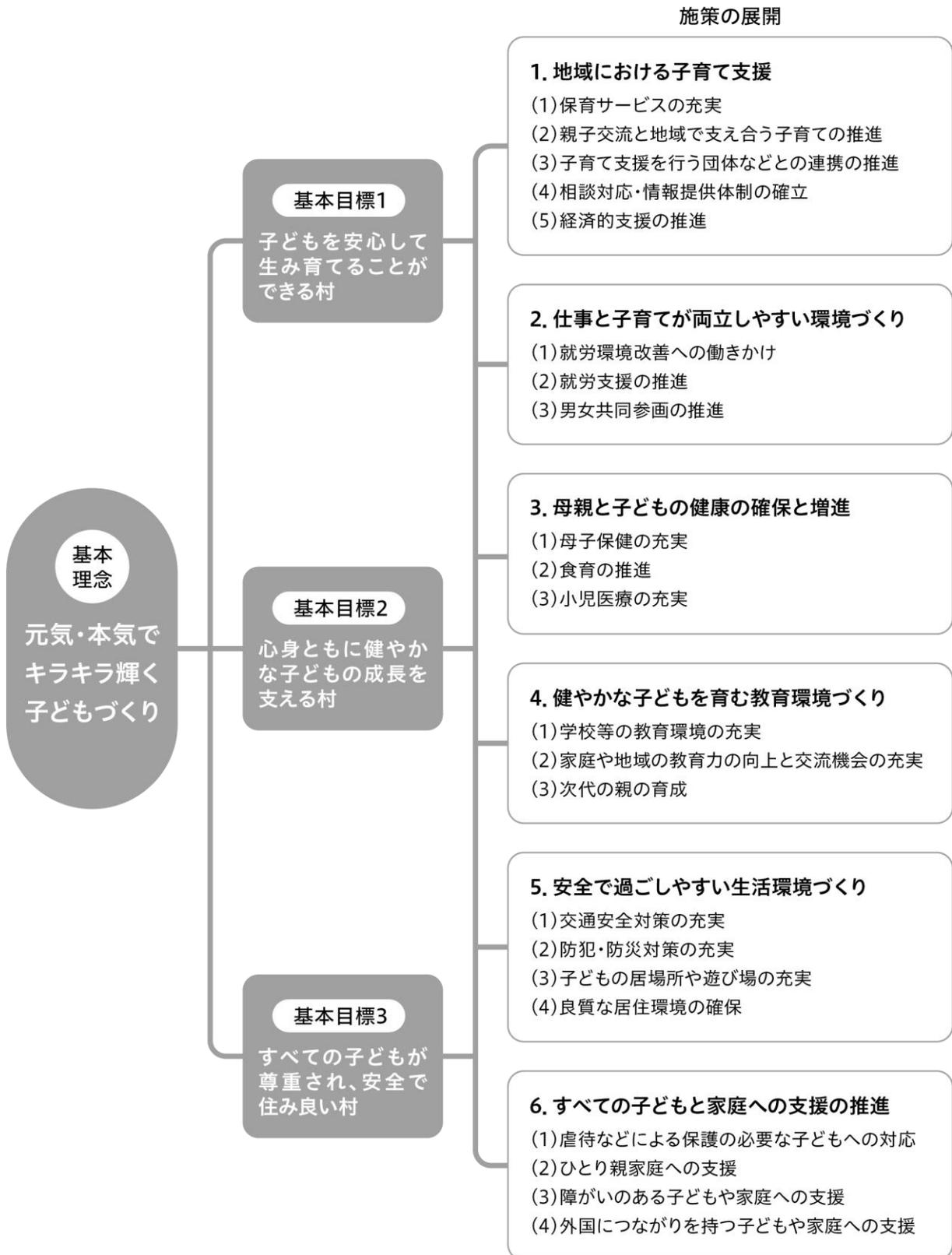
### 基本目標3 すべての子どもが尊重され、安全で住み良い村



すべての子どもを尊重し、子どもたちの不安や心配事の解消に取り組み、虐待などの未然防止と発生時の迅速で適切な対応のための体制の確立を進めます。

犯罪や事故などから子どもを守るとともに、交通の利便性の向上や遊び場の充実など、子どもたちに住み良い地域づくりを進めます。

### 3 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 施策1. 地域における子育て支援

本村では、親の価値観の変化、地域の見守りの減少など、子育て世帯を取り巻く環境が変化し、保育所等における保育サービスと地域における子育て支援のサービスの充実が求められています。多様化するニーズに応じた施設や制度を整備し、安心して子育てを行うことができるよう推進します。

また、こども家庭センターの機能充実を図り、地域子育て支援拠点施設として相談への対応窓口や情報の提供体制を整備することで、子育て家庭の不安解消に努め、生活の基盤となる経済的支援の周知と利用の促進を図ります。今後も保育環境の充実と地域子育て支援サービスの拡充に努めます。

#### (1) 保育サービスの充実

取り組み		内容と方向性
1	通常保育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な遊びや行事、小中学生などとの交流会を実施することで、幼児の心身の発達を促します。</li><li>・ニーズに合った適切な保育士の研修などにより、保育内容の充実に努めます。</li></ul>
2	延長保育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の保育時間の前30分、保育後1時間30分を限度として、保育時間を延長して保育を実施しています。</li><li>・仕事などの保育困難の場合、1歳からの入所受け入れを推進します。</li></ul>
3	保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・防犯対策の強化を進め、安全の確保を図ります。</li><li>・自然環境を活用し、保育所の周辺の散歩や川遊びを今後も継続します。</li></ul>
4	障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・早期療育体制の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、受け入れ態勢の充実に努めます。加配保育士の確保に努め、今後も必要なサポート支援を行います。</li></ul>
5	その他、保育サービスの実施の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民による相互扶助での対応を含め、柔軟な保育サービスの提供を検討します。</li></ul>

## (2) 親子交流と地域で支え合う子育ての推進

取り組み		内容と方向性
1	地域相互扶助体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する関係機関、団体、協力的な個人などのネットワークの輪を広げることで、活動内容などの充実を図ります。気軽に相互扶助や相談できるような連携体制を構築します。</li> </ul>
2	一時的な預かりシステムの実施・検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下北山村保健センターで実施している各種教室において、子どもの一時預かりを実施します。</li> <li>・安心して子育てができるよう、子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けができる人が会員となり、地域の中でお互いに助け合っていくファミリー・サポート・センター事業の導入など、一時的な預かりシステムの構築について検討します。</li> </ul>
3	子育てサークルの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下北山村保健センターで実施している「育児サークル」の内容の充実を図り、さらに子どもの遊び場の提供と合わせ、保護者同士の情報交換の機会の拡充に努めます。</li> </ul>
4	地域子育て支援拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点施設として、保健センターの備品などの充実を含めた環境の整備を図ります。また、相談窓口や親子同士の交流の場としての機能の充実に努めます。</li> </ul>
5	高齢者の子育て参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者が子育てに参加し、地域全体での子育てを促進するために、高齢者の子育て方法について学ぶ機会の創出や、子どもと高齢者のふれあいの場づくりを推進します。</li> </ul>

## (3) 子育て支援を行う団体などとの連携の推進

取り組み		内容と方向性
1	ひまわり会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひまわり会との連携を強化し、保育所の園児が健やかに成長できるよう各種事業の推進に努めます。</li> </ul>
2	PTA との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA との連携を強化し、小・中学校の児童・生徒の健やかな育みについて各種事業の推進に努めます。</li> </ul>
3	民生児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員との連携強化により、育児サークルなどの活動の充実を図るとともに、児童虐待やいじめに関する情報の共有を強化し、それらの早期発見・早期解決に努めます。</li> </ul>

#### (4) 相談対応・情報提供体制の確立

取り組み		内容と方向性
1	相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点施設を中心として、窓口での相談はもちろんのこと、電話や訪問による子育ての悩みの相談や情報提供の充実に努め、保護者が気軽に子育てに関する相談ができる環境づくりに取り組みます。</li> <li>・令和7年度よりこども家庭センターを設置し、更なる児童福祉事業と母子保健事業の連携を図り、さまざまな問題の総合的な相談窓口として必要な支援を行います。</li> </ul>
2	情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『広報下北山』やホームページで、サービスや子育てについての情報提供を推進します。</li> </ul>
3	こども家庭センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターを設置します。</li> </ul>

#### (5) 経済的支援の推進

取り組み		内容と方向性
1	赤ちゃん誕生祝い金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃん誕生を祝福し、健やかな成長と福祉の増進を図ることを目的に、祝い金を交付します。また、適切な交付に努めます。</li> </ul>
2	不妊治療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療及び生殖補助医療、不育症治療を受けている方を対象に、治療費用の一部を助成します。</li> </ul>
3	妊娠判定受診費用補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1年2回まで、妊娠判定受診費用の一部を助成します。</li> </ul>
4	妊婦健康診査支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中に受診した14回までの妊婦健康診査の費用を助成します。また、多胎児の妊婦健康診査への助成を充実します。</li> </ul>
5	妊婦のための支援給付交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦や低年齢期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援とともに妊娠期から切れ目のない支援を実施するため、母子手帳発行後5万円、出産後5万円を給付します。</li> </ul>
6	未熟児療育医療給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未熟児・低体重児の家庭訪問及び育成医療の給付を実施します。</li> </ul>
7	新生児聴覚スクリーニング検査助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性聴覚異常を早期に発見することを目的に、検査費用を助成します。</li> </ul>
8	生後1か月母子健康診査費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児の健やかな成長、母親の産後の健康状態と子育て不安の軽減及び虐待の予防を目的に、健康診査費用の助成を行うことを検討します。</li> </ul>

9	乳幼児おむつ購入費助成事業	・経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを行うことを目的として、2歳までの乳幼児を養育している保護者に対しおむつの購入費を助成します。
10	チャイルドシート購入補助事業	・満6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合は、チャイルドシートの着用が義務付けられています。交通事故から子どもの命を守るため、チャイルドシート購入費用の一部を助成します。
11	子ども医療費助成事業	・子どもの保健対策の充実と、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を出生から18歳までの子どもを対象に助成します。
12	任意予防接種費用の助成	・診療所で実施する任意予防接種費用（インフルエンザワクチン、おたふくかぜなど）の一部助成を行います。また、他の予防接種についても検討します。
13	児童手当の支給	・次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援として、出生から18歳までの子どもを養育している保護者に児童手当を支給します。
14	給食費無償化事業	・すべての子どもが平等に栄養バランスのとれた学校給食を食べることができ、心身の健やかな成長と食育の推進を目的とし、無償化を実施します。
15	就学援助事業	・経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学用品費、通学用品費などの援助を行います。

## 施策2. 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり

仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに向け、事業所などへの就労環境改善のための働きかけや啓発を行うとともに、個々の環境に応じた就労の場の確保に向け、関係機関との連携による就労支援や情報提供に努めます。また、男女共同参画について、家庭、職場、地域への啓発を行い、家族が協力して子育てに取り組むことのできる環境づくりを進めます。

村内には大企業がなく、中・小企業の数も少ないため、県が開催するセミナーなどの情報提供を行い、子育てに関する環境づくりの啓発に努めます。

### (1) 就労環境改善への働きかけ

取り組み		内容と方向性
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	・男女が充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいて、責任を持つことができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できる社会をめざし、関連情報の啓発を行います。
2	仕事と育児の両立に関する法律・制度の周知と普及啓発	・育児休業制度の定着やフレックスタイム制など、柔軟な働き方の普及についての啓発を行います。

### (2) 就労支援の推進

取り組み		内容と方向性
1	多様な働き方への支援	・コミュニティビジネスやテレワークの環境づくり(コワーキングスペースやレンタルオフィスの提供など)により新たな産業を創出し、企業誘致の推進により雇用の場の確保に努めます。
2	就業への支援	・村役場内において、求人がある場合は紹介を行います。また、奈良県スマイルセンター(母子家庭等就業・自立支援センター)や、高田しごとiセンター、ハローワーク下市など、関係機関との連携を図り、求人や資格取得についての情報提供や就職相談を必要に応じて行います。

### (3) 男女共同参画の推進

取り組み		内容と方向性
1	男女共同参画による子育ての促進	・男性が子育てに参画しやすい環境づくりや、父親の子育て参加に対する啓発に努めます。

### 施策3. 母親と子どもの健康の確保と増進

親と子の健全な生活を継続支援していくために、多様な人材などの活用による保健・医療体制の充実をはじめ、健診の推進、子育て世帯の状況把握など、国の制度改正の動向も踏まえながら、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを進めます。

また、不安定になりがちな思春期の子どもの心身の保健対策の推進や、緊急時に安心して医療が受けられるよう、村内はもちろん、関係機関等との連携による医療体制の確保と充実を図ります。

#### (1) 母子保健の充実

取り組み		内容と方向性
1	母子健康手帳の交付	・妊娠の届出により、母子健康手帳を交付するとともに、保健・育児情報の提供を随時行います。
2	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	・出生から4か月未満の子どもの健康・発達・育児状態及び産後の母親の状態、育児の状況を訪問して確認します。
3	新生児訪問指導	・新生児訪問を実施し、養育上の不安や悩みに対する保健指導を行います。
4	乳児健康診査	・乳児の発育・発達、疾病などの早期発見、育児支援のための健康診査を実施します。
5	1歳6か月児健康診査	・1歳6か月児の身体的・精神的発達、疾病などの早期発見、育児支援のための健康診査を実施します。
6	3歳児健康診査	・3歳児の身体的・精神的発達、疾病などの早期発見、育児支援のための健康診査を実施します。
7	予防接種の実施	・感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象とする予防接種に基づく定期接種の実施に努めます。
8	臨床心理士による発達検査	・乳幼児健康診査の際、希望者に発達検査及び個別相談を実施します。
9	就学前相談会	・就学前に、保護者の不安やストレス軽減を目的とした個別相談及び対象児の発達検査を実施します。保育所及び教育委員会と課題共有し、スムーズな就学へつなげます。
10	子育て相談会	・臨床心理士による育児不安やストレスの軽減及び児童虐待の早期発見・予防のための個別相談を実施します。
11	育児サークル（地域子育て支援拠点事業）	・子育て交流や親子のふれあいの場の提供として、育児サークルを実施します。また、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図ります。 ・子育てに関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供を行います。

取り組み		内容と方向性
12	歯科健康診査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児、1歳6か月児、3歳児健診時に歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士による歯科健康診査及び歯科衛生における個別指導を子どもと保護者に実施します。</li> <li>・希望者にフッ化物歯面塗布を行います。</li> </ul>
13	口腔の健康管理・むし歯予防教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所から後期課程卒業まで、フッ化物洗口を行います。</li> <li>・育児サークル、保育所、小中学校で虫歯予防教室を行い、歯に対する関心を深め、歯磨きの定着、むし歯予防等の口腔の健康管理の取り組みに努めます。</li> </ul>

## (2) 食育の推進

取り組み		内容と方向性
1	離乳食指導・料理教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時に、管理栄養士より離乳食の進め方や与え方など、離乳食の大切さについて認識を深めてもらうために離乳食指導に努めます。</li> <li>・育児サークル、料理教室を開催し、食育の推進に取り組みます。</li> </ul>
2	給食の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、小中学校で、バランスのよい食事の提供や郷土食を取り入れた地元産の食材の使用など、地産地消に努めます。</li> <li>・献立表や給食だよりを発行・配布するなど情報の提供に努めます。</li> </ul>

## (3) 小児医療の充実

取り組み		内容と方向性
1	医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭が必要な時に適切な治療が受けられるように、下北山村診療所・歯科診療所の運営を行います。また、村民の安心と安全を守るため、継続して医療の確保と充実に努めます。</li> </ul>
2	救急搬送体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県広域消防組合北山分署への継続的な支援を行い、救急対応方法の共有など連携を強化し、救急医療サービスの確保に努めます。</li> </ul>

## 施策4. 健やかな子どもを育む教育環境づくり

下北山村小中学校の9年間の一貫した教育により、教育環境をさらに充実させるとともに、家庭教育の充実や地域での教育機会の創出を図り、地域全体で子どもたちの豊かな人間形成を進めます。また、地域学習や体験学習を推進し、ふるさとに愛着と誇りを持つたくましい北山っ子を育てます。

異世代交流など多様な交流機会の中で、次代の担い手となる子どもの多面的な教育の推進を図ります。

### (1) 学校等の教育環境の充実

取り組み		内容と方向性
1	就学前保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>下北山保育所、下北山小中学校の連携を強化し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応した保育・教育を進めます。子どもがお互いに尊重し合える意識や態度の醸成をめざし、保育・教育内容の充実に努めます。</li> </ul>
2	学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎学力の向上を図るとともに、命の大切さや心の豊かさ、お互いを尊重する意識や態度が育めるよう、また、主体的に学び生きる力を身に付けることができるよう、小中学校における教育内容の充実に努めます。</li> <li>歴史民俗資料館やスポーツ公園などの本村施設での、歴史や生活文化、自然環境等を活用した教育活動により、ふるさとへの愛着と誇りを育てます。</li> <li>I C T機器の教材教具を効果的に活用する授業の推進を図ります。</li> </ul>
3	スクールバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て環境の充実、親の負担軽減を図るため、小中学校のスクールバスの運行を継続します。</li> </ul>
4	性教育や薬物に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育において児童生徒が心身共に健康で安全な生活を送るため、性感染、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に関する認識を深め、正しい知識の啓発に努めます。</li> </ul>
5	放課後こども教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望する前期課程児童を対象に放課後の子どもの居場所づくりとして実施します。</li> </ul>
6	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が就労などで、昼間家庭にいない前期課程児童の育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。利用希望に係るニーズを踏まえながら体制を整備し、放課後児童支援員の確保に努めます。</li> </ul>

## (2) 家庭や地域の教育力の向上と交流機会の充実

取り組み		内容と方向性
1	家庭教育に関する学習機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親が子どもを育てることの社会的意義を認識するとともに、子育てに関する知識などを学ぶことができるよう、講座の開催や、県内で実施される講座やセミナーの周知を行うなど、子育てに関する学習機会の場の創出に努めます。</li> </ul>
2	ふるさと体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川遊び（鮎つかみ）、もちつき（枈もち）、山登り、昔話の読み聞かせなどの体験を通じて、ふるさとを再発見し、子どもが仲間や異世代の人々とふれあう中で、社会性を育み、豊かな心と生きる力を身に付ける場づくりに努めます。</li> </ul>
3	スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の授業や地域におけるスポーツ活動を通じて、運動機能の向上を図るとともに、地域住民との交流促進や、生涯を通して積極的にスポーツに親しむ習慣や意識の醸成に努めます。</li> </ul>
4	異年齢交流、近隣市町村との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お祭り交流会など各種行事を通じて、他学年との交流を促進します。</li> <li>・近隣市町村の小・中学校、保育所との交流、連携を強化し、多様な考えに触れ、視野を広げるために交流授業を実施します。</li> </ul>
5	国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語教育の充実を図るため、村単独でのALT（外国語指導助手）の採用に努めます。</li> <li>・中学生を対象としたホームステイ事業を推進し、異文化理解を通して国際感覚にあふれた人材の育成にあたります。</li> </ul>
6	インターネットとの適切な関わり方についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話やインターネットの活用による有害情報の氾濫やネット犯罪の危険性を子どもたちがしっかりと学び、理解を深めるように、地域、学校及び家庭における情報モラルの指導に取り組みます。</li> </ul>
7	職場体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期課程8年生を対象に村内事業所などの協力を得て職場体験を実施します。人との関わりや思いやり、社会のルールを学ぶ機会を創出します。</li> </ul>

## (3) 次代の親の育成

取り組み		内容と方向性
1	子育て体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生による保育所での職場体験学習の充実を図り、小さな子どもたちとのふれあいを通じて、母性や父性への理解や、命の大切さを体験する機会の拡充に努めます。</li> </ul>

## 施策5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり

子どもの安全を確保するため、地域や関連機関との連携による交通安全対策や防犯・防災対策を進めるとともに、子どもや保護者が安心して日々を過ごせるよう、子どもの居場所や遊び場の整備と充実を図ります。また、子育て家庭に配慮した住宅の供給や情報発信を行い、村民はもちろん、村外の人からも「下北山村で子どもを育てたい」と思ってもらえるような、安全で安心な子育て環境づくりを進めます。

### (1) 交通安全対策の充実

取り組み		内容と方向性
1	交通安全施設の設置推進	・通学路など子どもの事故が多発する可能性のある場所を中心に、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の設置や補修を推進します。
2	交通安全意識の向上	・吉野警察署や関係団体などと協力し、保育園児のちびっこポリスや交通安全教室の実施など、交通安全意識の高揚とマナーの啓発に努めます。

### (2) 防犯・防災対策の充実

取り組み		内容と方向性
1	保育所や学校施設の安全対策強化	・保育所や学校施設の安全機能を高め、管理の徹底と不審者侵入に対してのマニュアル作成や防犯訓練を実施します。
2	犯罪を防止する環境づくりの推進	・子どもたちへの防犯ブザーの配布や、夜間の安全性を高める防犯灯の設置、公園などにおける死角の解消などにより、犯罪を防止する環境づくりを推進します。
3	インターネット犯罪の防止	・近年多発している、SNSを通じた児童生徒の犯罪被害を防ぐよう、SNSの適切な利用を啓発し、防犯意識の高揚を図ります。
4	地域における見守りの強化	・警察や学校、地域と協力し、見守りの強化や犯罪に関する情報共有を図ることで子どもの安全を確保します。
5	防災訓練の実施	・災害発生時に子どもが適切な行動をとることができるよう、学校地域において防災訓練を実施します。
6	防災に関する情報提供と意識の高揚	・防災意識の向上と災害発生時のスムーズな避難行動につながるため防災ハザードマップを村のホームページに掲載し、適宜更新を行います。

### (3) 子どもの居場所や遊び場の充実

取り組み		内容と方向性
1	安全な公園の整備	・老朽化した遊具の点検や補修を行い、安全性を確保します。また、地域の資源を生かした木製遊具の整備を検討し、子どもだけでなく、親子がともに楽しく利用できる環境づくりに努めます。

### (4) 良質な居住環境の確保

取り組み		内容と方向性
1	良好な村営住宅の提供	・老朽化した村営住宅の計画的な建て替えや修繕により、快適な居住環境の中で子育てできるよう配慮します。
2	広くゆとりのある住宅の確保や情報提供	・子育て家庭が広くゆとりある住宅を確保できるよう、空き地や空き家等のデータベース化を促進し、情報提供を推進します。

## 施策6. すべての子どもと家庭への支援の推進

近年、児童生徒の自殺や児童虐待の相談が全国的に増加しており、子どもの生命やこころの健康を守ることをはじめとした、子どもの権利を守る取り組みが急務となっています。今後も母子保健事業や地域との連携を通じ、子育て家庭の見守りを強化し、虐待などの早期発見と早期対応に努めます。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭、外国につながりを持つ子どもとその家庭など、特に支援を必要とする子どもや家庭への相談対応や助成制度などの利用を促進するとともに、障がいのある子どもの保育・教育環境の整備を進めるなど、すべての子どもと家庭への適切な支援の推進を図ります。

### (1) 虐待などによる保護の必要な子どもへの対応

取り組み		内容と方向性
1	要保護児童対策地域協議会の充実	・要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の密なる連携の下、要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。また研修を行い、児童虐待に関する知識の向上を図ります。
2	児童虐待の未然防止	・子育ての孤立化などが原因となる児童虐待を未然に防ぐために、子育て交流を促進し、夜間・休日の相談体制の確保を行います。広報紙などで虐待防止対策に関する情報提供を行い、児童虐待の防止に努めます。
3	児童虐待の早期発見・対応	・保育所や学校、民生児童委員、関係機関などと連携し、地域住民による見守りを強化し、児童虐待の早期発見に努めます。 ・要保護児童対策地域協議会との連携の下、養育支援訪問事業などを実施し、相談支援の強化に努めます。

### (2) ひとり親家庭への支援

取り組み		内容と方向性
1	ひとり親家庭への手当・医療費の助成	・ひとり親家庭など親子の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を行い、生活の安全と自立を図るため、児童扶養手当の支給を行います。有効に活用してもらうため、制度の周知に努めます。
2	相談・自立支援の促進	・ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら、生活一般及び自立生活に必要な相談・指導の充実に努めます。また、就労支援についてもハローワークなどの情報提供を行います。

### (3) 障がいのある子どもや家庭への支援

取り組み		内容と方向性
1	障がい児保育の充実	・障がいのある子どもの保育については、障がいの状況や児童・生徒の特性を十分に配慮した上で実施します。関係機関との連携を強化し、障がいのない子どもとともに保育ができる体制の充実に努めます。
2	相談体制の充実	・障がいのある子どもやその保護者にとって身近な相談機関として、保育所や保健センターが窓口となり、専門機関に相談ができる体制を強化し、相談しやすい環境づくりに努めます。
3	障がい福祉サービスの推進	・「障害児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供や相談支援の推進に努めます。
4	特別児童扶養手当の支給	・20歳未満で、身体・知的・精神に中度以上の障がいがある児童を監護している方に、特別児童扶養手当を支給します。

### (4) 外国につながりを持つ子どもや家庭への支援

取り組み		内容と方向性
1	外国につながりを持つ子どもや家庭への支援	・外国につながりを持つ子どもや、多様な文化的背景を持つ子どもとその家族が、不自由なく生活ができるよう配慮し、必要な支援を行います。

## 第5章 第3期計画の見込み量と確保方策

### 1 教育・保育提供区域

本計画における教育・保育の提供区域については、本村全域を一つとして取り組みを進めていきます。しかしながら、地域の事情を勘案し、きめ細かなサポートを行う必要性もあります。そのため、子育てに関する事業やサービスのさまざまな要望に対して、柔軟に対応できる体制の確立をめざします。

#### ■第3期計画期間の子どもの人口推計（参考）

単位：人	推計（第3期計画期間）				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	2	3	3	3	3
1・2歳	7	3	5	6	6
3～5歳	14	15	13	9	6
6～8歳	12	14	14	14	15
9～11歳	12	10	10	12	14
総数	47	45	45	44	44

※令和2年から令和6年の住民基本台帳各歳別人口をもとに変化率を求めて推計

### 2 教育・保育の見込み量と確保方策

#### (1) 認定区分と対象児童・提供施設

幼児教育・保育を受ける場合、国の定める客観的な基準に基づいた認定を受ける必要があります。認定区分は、子ども自身や家庭、施設の受け入れ状況を踏まえ、次の3区分となっています。

認定区分		利用できる施設など
1号認定	3～5歳で、認定こども園などで教育のみを必要とする子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業所(小規模保育など)

## (2) 教育・保育の見込み量と確保方策

### ■教育事業〈1号認定〉

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

### ■保育事業〈2号認定〉

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	15	13	9	6
②確保の内容	14	15	13	9	6
過不足②－①	0	0	0	0	0

### ■保育事業〈3号認定〉

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	3	5	6	6
0歳	0	0	0	0	0
1～2歳	7	3	5	6	6
②確保の内容	7	3	5	6	6
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

教育事業については、現在、本村には幼稚園や認定こども園の設置がないため、近隣市町村の施設を含む特定教育施設（幼稚園または認定こども園）において確保できるよう、調整を図ります。

保育事業については、下北山保育所において確保するとともに、ニーズを精査した上で、必要量を確保します。

## ■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保育所や幼稚園を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に保育所や幼稚園を利用できる事業です。

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳 6か月児	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	過不足②－①	0	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	過不足②－①	0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

### 【確保方策】

受け入れ園については、地域の保育需要などを見定め、実施できるよう整備します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

#### ①延長保育事業

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の内容	6	6	6	6	6
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も継続的に保護者の就労形態に合った延長保育事業が受けられるよう、提供体制を確保します。

#### ②放課後児童健全育成事業

保護者が就労などにより昼間家庭にいない前期課程の児童を対象に、授業の終了後居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	10	11	12	15
1年生	3	3	1	3	3
2年生	2	3	3	1	3
3年生	0	2	3	3	1
4年生	2	0	2	3	3
5年生	0	2	0	2	3
6年生	1	0	2	0	2
②確保の内容	8	10	11	12	15
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ③子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などへの入所により、必要な保護を行う事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も引き続きニーズを確認し、事業実施の検討を重ねていきます。

### ④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

親子が気軽に集い交流を図るとともに、子育てに対する不安や悩みを相談できる身近な場所として、引き続き事業の充実に努めます。

### ⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所などで、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）」と「在園児を除く一時預かり事業（0～5歳）」の2種類があります。

#### 【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

#### 【幼稚園型以外】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

#### 【確保方策】

今後も継続的に保護者の就労形態に合った一時預かり事業が受けられるよう努めます。

### ⑥病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所などにおいて、病気の児童を一時的に保育する事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も引き続きニーズを確認し、事業実施の検討を重ねていきます。

### ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も引き続きニーズを確認し、事業実施の検討を重ねていきます。

### ⑧妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊娠期間中、必要に応じた健康診査を実施する事業です。

（単位：人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も引き続き、妊娠期間中を健やかに過ごし、安全に出産を迎えられるよう、基本的な検査や妊娠の週数に応じた検査を実施します。

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業

保健師などが乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

少子化・核家族化により、保護者が孤立し不安に陥らないよう、また安心して地域の中で子育てができるよう、引き続き全戸訪問に努めます。

### ⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も引き続きニーズを確認し、事業実施の検討を重ねていきます。

### ⑪利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後も引き続きニーズを確認し、事業実施の検討を重ねていきます。

### ⑫子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦やヤングケアラーなどがいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどを未然に防ぐ事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

#### 【確保方策】

今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

### ⑬児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う事業です。個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

### ⑭親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行うことにより、親子の適切な関係性の構築を図るための事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

### ⑮妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者などに対して、面談などにより心身の状況や置かれている環境などの状況を把握し、母子保健と子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保の内容	9	9	9	9	9
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後の動向を見定めながら、ニーズに対応できるよう事業を実施していきます。

### ⑯産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

#### 【確保方策】

今後の動向を見定めながら、ニーズに対応できるよう事業を実施していきます。

### ⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

#### 【確保方策】

関係機関（警察、児童相談所、保健所など）と連携して、該当ケースに対する支援を実施します。

### ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者（世帯）を対象に、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

#### 【確保方策】

国の事業指針に基づいて助成内容などを検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

**⑭多様な主体の参入促進事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

**【確保方策】**

国の事業指針に基づいて支援方法などを検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

# 第6章 計画の推進

---

## 1 計画の推進体制

本計画は、本村で生まれ育つ子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりをめざしたものであり、その分野は保健や福祉、教育のみならず、多岐に渡っています。また、本村の将来を担う子どもたちの成長を支えることは、地域や社会全体の使命であり、行政はもとより、地域や企業（事業所）、家庭がそれぞれの役割を担い、連携・協力しながら推進することが必要です。

### （1）家庭・保護者

家庭は、子どもの健やかな成長にとって一番大切な場所です。子ども・子育て支援法では、子育て支援について、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下での相互協力により推進するとしており、保護者には、愛情と責任を持って子どもを育てることが求められます。

### （2）地域・社会

家庭の身近な場所で子どもや子育てを見守り支える地域の役割は重要です。子育て家庭のニーズに応じて子どもを預かるといった直接的な支援だけでなく、子どもを社会の宝として、地域や社会全体で見守り育てる気運の醸成が求められます。

### （3）企業（事業所）

家庭における良好な子育て環境づくりには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画の推進が大きく関わっています。企業や事業所には、育児休業制度や勤務時間の短縮などの促進と定着、男女共同参画の啓発などを図り、労働者の子育てを支援することが求められます。

### （4）行政

行政は本計画推進の中心的役割を担い、庁内各課や関係機関などとの連携・調整はもちろん、家庭・保護者、地域・社会、企業（事業所）との相互協力により、計画の進捗を常に確認しながら、本村の子育て支援の総合的な推進に取り組むことが求められます。

# 資料編

---

## 1 計画の策定経過

### (1) アンケート調査の実施

実施時期	令和6年7月
実施内容	第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けてのニーズ調査
調査対象	・就学前・前期課程保護者調査（就学前及び前期課程のお子さんがい るすべてのご家庭） ・下北山小中学生調査（5年生～9年生）

### (2) 下北山村子ども・子育て協議会の開催

第1回	令和6年12月3日（火） 主な議題：第3期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
第2回	令和7年2月17日（月） 主な議題：第3期子ども・子育て支援事業計画素案について

## 2 下北山村子ども・子育て協議会条例

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、下北山村子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員は、12名以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公益を代表する者
- (5) 村の関係機関の職員
- (6) その他村長が特に必要と認める者

2 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年6月20日から施行する。

### 3 下北山村子ども・子育て協議会委員名簿

氏名	所属団体・役職	区分	備考
牧 絢	ひまわり会 会長	保育所保護者 代表委員	
中西 淑	下北山保育所 主任保育士	子ども・子育て支 援に関する事業に 従事する者	
福岡 善哉	教育委員	学識経験者	会長
中村 良行	民生児童委員協議会 会長	公益を代表する者	副会長
和田 章子	民生児童委員協議会 主任児童委員		
松田 悦子			
平尾 孝二	教育委員会 次長	村関係機関職員	
杉岡 貴司	保健福祉課 課長		
山本 さやか	保健福祉課 保健師		

## 4 子ども・子育て支援に関する用語解説

# あ

### アウトリーチ

対象者のいる居宅などを訪問して働きかけること。

### アセスメント

利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続のことをいう。

### アナフィラキシー

アレルゲン（アレルギーの原因となるもの）の侵入により、複数臓器また全身にアレルギー症状が起り、生命に危機を与え得る過敏反応のこと。「アナフィラキシーに血圧低下や意識障害を伴う場合」をアナフィラキシーショックという。

### 一時預かり（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事などで家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業。

### 一時預かり（幼稚園型以外）

認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育所で保護者の病気、監護、冠婚葬祭や育児疲れの解消などにより緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児などを一時的に預かる事業。

### インクルーシブ

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。

### インクルーシブ教育

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること。

### SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供するほか、趣味や嗜好などの共通点やつながりを通して新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のオンラインサービス。WEBサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

## オレンジリボン運動

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主体となり全国的に展開するキャンペーン。児童虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を広める活動で、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、オレンジリボンを身につけ、虐待をなくしたいという気持ちを国民一人ひとりに伝えていく運動。

# か

## 核家族

夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみ、ひとり親世帯を含む）で成り立つ家族のこと。

## 合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。

## 子育てコンシェルジュ

子育て中の親子や産前・産後の保護者の子育てニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように支援する専門員。

## こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。地域の保健師や助産師、子育て支援員などが子育て期のあらゆる相談に寄り添い、健やかな妊娠、出産、子育てを支援する。

## こども大綱

こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針などを定めたもの。令和5年12月22日、「こども基本法」に基づき、閣議決定された。

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うための連携組織。

# さ

## 支援員（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブに入所する児童の育成支援を行う者。

## 児童虐待

子ども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待：児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にし、わいせつ行為や写真を見せること。
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 社会福祉協議会

地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となって福祉活動を推進し、保健や福祉上のさまざまな問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。

## 重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチなどを通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。

## 小規模保育事業

利用定員6人以上19人以下の範囲で保育施設などにおいて保育する事業。

## 心理判定員

児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害相談支援センターなどの施設において、心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わる職員のこと。

## スクールカウンセラー

学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家。

## スクールソーシャルワーカー

常に児童生徒に寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える社会福祉の専門家。

## 相対的貧困

ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない状態をいう。

# た

## 待機児童

認定こども園などへの入所条件を満たし、入所申請をしているにも関わらず、入所できない状態にある児童のこと。

## ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。

## 男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。

## 特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がいのある子どもに関する教育相談、福祉・医療等関連諸機関との連携調整をするコーディネーター。

## 特別支援教育支援員

学校などにおいて障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。

# な

## 認可外保育所

児童福祉法上の保育所に該当するが、国が定めた基準を満たして認可を受けていない保育施設のこと。

## 認定こども園

小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

### 【幼保連携型】

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一般的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

#### 【幼稚園型】

認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

#### 【保育所型】

認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

## は

### ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などのいる子育て中の労働者や主婦などを会員として、援助を受けたい人と、援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。市町村が設置し、市町村または市町村の委託を受けた法人が運営する。

### 不登校

心理的、情緒的、身体的、社会的要因などにより、登校しない、またはしたくてもできない状態のこと。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。

### フードバンク

食品企業や家庭などから引き取った食品を、福祉施設や困窮世帯などに無償で提供する活動のこと。

### 保育アドバイザー

幼稚園や保育所で勤務経験のある職員による保育専門の相談業務。就学前の子どものいる保護者のニーズを伺い、保育所、幼稚園、認定こども園などの保育施設の中から、適した保育サービスについて助言する。

### ホームフレンド

ひとり親家庭などに訪問し、話し相手や遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るとともに、基本的生活習慣の習得支援や学習支援を行うための大学生などによる支援員。

# ま

## 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、市役所、市社会福祉協議会、地域の関係機関・団体やボランティアなどと協力して、地域福祉のネットワークづくりに努める委員。

# や

## ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、おとなが担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

## 幼児教育センター

乳幼児期の成長発達に応じた保育について調査研究し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実と生涯にわたる教育のなめらかな指導の系統性や連続性、教育力の強化をめざすために設置される拠点。

# ら

## レスパイト

英語で「休息」「息抜き」を意味し、介護や育児、看護において、家族が一時的にケアから解放されること。

# わ

## ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働くすべての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。





令和7年3月

発行：下北山村 保健福祉課  
〒639-3802 奈良県吉野郡下北山村大字浦向 375  
電話：07468-6-0015 FAX：07468-6-0017